

会 議 記 録

会議名称	第2回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	平成22年2月23日(火)午後6時04分～午後8時57分
場 所	中棟6階 第4会議室
出席者	委員 黒瀬、高橋、林、杉山、磯、鈴木、樋口、長谷川、春原、若宮、 大森、和久井、植田 区側 保健福祉部管理課職員
配布資料	資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱及び委員名簿(平成 22年2月1日現在) 資料2 杉並区移動サービス情報センターについて
会議次第	1 開会 2 委員・事務局紹介 3 会長あいさつ 4 議題 (1)福祉有償運送団体に関する協議等 ・「特定非営利活動法人 杉並移送サービス」の料金協議について (団体要件確認表：事前配付) ・「特定非営利活動法人 福祉送迎サービス・杉並」の料金協議に ついて (団体要件確認表：事前配付) ・「特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並」の料金協議につ いて (団体要件確認表：事前配付) (2)その他 ・杉並区移動サービス情報センターについて ・次回運営協議会について 5 閉会

事務局 では、皆さん、こんばんは。定刻を過ぎまして、ちょっと1名、委員さん、まだお見えになっていないんですけれども、定足数には達しておりますので、始めさせていただきます。

第2回杉並区福祉有償運送運営協議会ということで、今年度2回目の協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、また夜分お越しいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日お配りしてある資料と、それから、事前に開催通知と一緒に送らせていただいたもの、それからその後、先週末ぐらいにうちの方から送らせていただいた資料で、本日進めさせていただきます。

委員名簿を今回お送りさせていただいているんですけれども、実は第1回の後、この間に委員さんが一部変更となっております。ごめんなさい、きょう席上に置かせていただいている資料かと思っておりますけれども、次第の後ろに設置要綱をお配りしてありまして、その次、委員名簿というところになりますけれども、まず、東京運輸支局のこちらの担当の方がかわられて、今回、春原様、お越しいただいております。それから、学識経験の委員さんということで、秋山先生にお願いしていたんですけれども、秋山先生、大学の方をやめられた関係で、今回、辞職されておまして、かわりに、以前お願いして、委員として参加していただいております長谷川先生に、またお戻りいただいております。

それから、今年度、福祉有償団体の代表ということで1名欠員があったところに、今回杉並移送サービスの若宮委員に入っていただくことになっております。

開会に先立ちまして、新たな委員さんもいらっしゃるということで、一言ずつ、皆さん、自己紹介をお願いできればと思っておりますので、順にぐるっと回ってお願いできればと思います。

黒瀬会長 名簿順で。

事務局 そうですね。じゃあ、お配りしてある名簿の順でお願いをしたいと思いますので、順次お願いいたします。

きょう、また議事録をとらせていただいている関係で、マイクを使ってご発言いただければと思いますので、その点もご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

黒瀬会長 それでは、名簿順ということで、私、杉並区の保健福祉部管理課長をいたします黒瀬と申します。

きょうは、本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。一応、今回、前回のときから会長ということでやらせていただいております。今後ともよろしくお祈いします。

高橋委員 杉並区の障害者団体連合会の会長をやっている、高橋と申します。よろしくお祈いいたします。

林委員 杉並区の居宅介護支援事業者協議会の会長をやっております、林と申します。ケアマネ協議会です。

杉山委員 杉並交通の杉山と申します。よろしくお祈いいたします。

鈴木委員 東京ハイタク労連の委員長をしております、鈴木と申します。よろしくお祈いします。

樋口委員 特定非営利活動法人おでかけサービス杉並の理事長をしております、樋口と申します。よろしくお祈いいたします。

長谷川委員 今回、また委員をさせていただくことになりました、宇都宮大学の長谷川と申します。よろしくお祈いします。

春原委員 東京運輸支局で、福浪の後任として参りました、春原と申します。どうぞよろしくお祈いします。

若宮委員 このたび新たに運営委員に任命されました、NPO法人杉並移送サービス、昨年、私ども新規でこちらの席で申請をした側の立場でございましたが、このたびからは運営委員ということで参加させていただきますので、よろしくお祈いいたします。若宮でございます。

大森委員 保健福祉部障害者施策課長の大森です。障害者の移動支援ということで、人的な支援もございませけれども、福祉タクシー券制度あるいはリフト付きタクシーの制度等もございませが、そういう関係で参加しております。よろしくお祈いいたします。

和久井委員 保健福祉部高齢者施策課長の和久井でございます。どうぞよろしくお祈いいたします。

植田委員 交通対策課長の植田でございます。コミュニティバスのすぎ丸の方を担当しております。よろしくお祈いいたします。

事務局 ありがとうございます。磯委員、来て早速で申しわけないんですが、今ちょっと何名か委員さんがかわれたので、自己紹介をさせていただいておりますので、お祈いできますでしょうか。

磯委員 遅くなりまして、申しわけありません。キャピタルオートの磯と申します。タクシー事業者の代表になります。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

では、議題に入りたいと思うんですが……。

黒瀬会長 その前にちょっと、私の方から。

前回から、私、会長ということで皆様にご了解をいただきましてやっているわけですが、本日、前会長であられました長谷川先生が復帰されていますので、やはり識見、学識等の非常に深い先生でありますので、ぜひ、また会長に復帰していただきたいと。これは私のお願いです。

私、できましたら、ここでちょっと辞任させていただいて、委員としてはもちろんありますが、長谷川先生をまた新たな会長としてお迎えしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

特に……。

(拍手)

黒瀬会長 皆さん、ご了解を得たいですので、ぜひ、よろしくお願いします。

(長谷川委員、会長席へ移動)

事務局 今、一応、要綱上は互選ということで会長選任ということなんですけれど、皆さんご了解いただけましたので、長谷川先生に会長をお願いしたいと思います。

では、早速ですが、会長、一言ごあいさつをいただきまして、あわせて、要綱上は副会長を会長の指名で決めるということになってございますので、そちらの方、あわせてお願いできればと思います。

長谷川会長 改めまして、こんばんは。再び会長でやらせていただくことになりました長谷川と申します。よろしくお願いします。

4月以降、幾つか通達等出ているようですが、なかなか、そこら辺が不勉強で、皆様に教えていただきながら、協議会の方を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、都内でも非常に福祉有償運送が活発なこの杉並に再びかかわらせていただくことになりまして、非常に楽しみにしております。ぜひ、皆さんの活発なご議論をお願いしたいと思います。協議会の運営がうまくいくように、皆さん、助けていただければと思います。

副会長ですけれども、会長をしていただいております黒瀬保健福祉部管理課長さんに、引き続き副会長として協議会の運営に尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 どうもありがとうございました。

それでは、1点、先に、議事に入る前に確認なんですけれども、せんだって開催通知にあわせて、前回第1回の会議録をお送りさせていただいております。内容等で何か修正であるとか、この点はちょっと違うんじゃないかとか、そういったことがございましたら、事務局の方に申し出をお願いしたいと思います。特になければ、あの形で公表ということで、事務の作業を進めさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(了承)

事務局 特に問題がなければ、じゃあ、これで前回の会議録を確定させていただきたいと思えます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここからは進行の方、会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

長谷川会長 よろしく申し上げます。

そうしましたら、早速議題の方に入らせていただきます。

本日は、議題としまして、協議とその他ということで準備させていただいております。まず、福祉有償運送団体に関する協議ということで、早速、協議の方に入っていきたいと思えます。

まず、特定非営利活動法人、杉並移送サービスの料金の協議につきまして、事務局の方からご説明いただけたらと思えます。よろしくお願いします。

事務局 皆さん、こんばんは。事務局の方から、協議内容について説明させていただきます。

まず、今お話にありました特定非営利活動法人杉並移送サービスの料金協議についてということで、ご説明させていただきます。

事務局 若宮委員は当該団体の代表になりますので、今回、議事からは外れていただいて、オブザーバーとして団体の席の方に入っていただければと思えます。

(杉並移送サービス若宮委員、オブザーバー席へ移動)

事務局 それでは、引き続き説明の方をさせていただきます。

まず、お手元に事前に配付させていただいております、団体要件確認表の方をごらんいただきたいと思います。こちらの方で、一応簡単に、団体の今の概要等をまず説明させていただけたらと思います。

運送主体は、こちらに書いてある、特定非営利活動法人の杉並移送サービスということになっております。

2番目の運送の対象ですけれども、21年の12月現在、登録会員が88人ということになっております。運送の形態については、発着のいずれかは杉並区内で行っておるということですので。

使用車両については、22年の2月に東京運輸支局の方に変更の届けということで出しております、福祉車両が今6台、それからセダン型車両が10台、福祉車両については、運送主体の所有が3台、提供車両が3台、セダン型車両はすべて提供車両ということになっております。運転協力員の数ですけれども、運転協力員の人数は16人、そのうち二種免許所持者が4人ということになっております。

先ほど使用車両の方を説明させていただきましたけれども、損害賠償の方ですけれども、こちらが対人賠償については無制限16台、それから対物無制限14台、1,000万円が1台、500万円が1台ということになっております。

以上、団体の概要の説明で、今回協議をする内容については、7番の運送の対価についてということになります。こちらの方、まず団体要件確認表の方に書いてある内容について説明させていただきます。

昨年2月に協議をこの運営協議会の方でしまして、その後、運輸支局の方に登録という手続を行った内容についてですけれども、距離制ですね、走行した距離に基づいて、走行した距離が2キロまでは350円、以降1キロメートルごとに150円を加算するというように運賃の方はなっております。その他料金として、その他迎車料金として300円、それと乗降介助料として200円を加算するというようなことで協議の方が整いまして、今現在、運行の方をしているという状況です。

今回、変更協議、運送のその他の対価の部分ということで、ここに書いてあるんですけれども、軽介助料金を新たに設定するというので、今回、協議の方をかけさせていただけたらと思います。

そちらの内容についてですけれども、要件確認表の次に書いてあります別紙1というところで、介助料金設定についてということで、団体の方で作成していただいた資料があり

ます。

こちらは、今までの2番のところ、料金というところで、乗降介助料として、今まで200円をいただいていたと。その乗降介助とは別に、30分を1単位として、別途1単位500円を介助料金として申請するという内容になっております。

3番についてですけれども、こちらは想定されるケースということで、別紙でなくて裏面ですけれども、そちらを見比べながら、少しご理解いただけたらと思います。

まず、1番目の乗車前のみ介助が必要な場合ということで、乗車前に介助を必要とされる場合は、介助開始時間より乗車の介助開始時点までの時間を30分1単位としてお客様の方に請求するというので、裏の方に見ていただくページで、一番初めに書いてある乗車前のみ介助が必要な場合ということで、乗車介助、乗降介助ですね、その前の介助時間Aというふうな形で、30分1単位ごとにお金の方をいただくと。

続いてですけれども、降車のみ介助が必要な場合ということで、降車介助後さらなる介助が必要な場合ということで、降車介助を終えた時点から、その介助が終了するまでの時間を30分当たり1単位として顧客に請求する、と。こちらが、裏の方に書いてある2番目のケースになります。こちらが、降車介助の後に介助時間Bということで設定されております。

続いて、乗車前及び降車後の介助が必要な場合ということで、乗車前及び降車後に介助が必要な場合、乗車介助前に発生した介助時間と降車介助後に発生した介助時間を合算した時間、これを30分を1単位として顧客に請求するものとする。こちらが、3番目のところに裏面に書いてある、乗車前及び降車後の介助が必要な場合ということで、介助時間Aそれから介助時間Bということになっています。こちらの下の方に書いてあるんですが、介助時間AとプラスのBの時間を合算して、そちらを30分1単位で割って、料金の方を請求するというような形になっております。

最後ですけれども、降車後から再乗車されるまでの一連の介助が必要な場合ということで、降車介助を終えた時点から、再乗車のための乗車介助開始時間までの時間、30分を1単位として顧客に請求するものとするということで、こちらがケースの一番最後に書いてある部分です。こちらが、乗車介助、それから介助時間C、それから降車介助ということで、こちらの方全部合算して、それを30分単位でということで請求するということが書かれています。

図の方の最後のところに書いてあるのが、ここに書いてあるAとかBとかということで、

それぞれ介助の、例えば乗車前介助なのか降車前介助なのかということでA、B、それから間の介助なのかということでCというふうに分かれていますけれども、いずれも、この介助については、すべてA + Cとか、C + Bとか、A + C + Bということで、全部その時間を足した時間について合算して、それを30分単位で割っていただいた時間を、30分単位500円ということで計算をしまして、利用者の方にご請求していくという内容になっております。

以上が、こちら、今回の新たな介助料金の設定の説明になります。

長谷川会長 ありがとうございます。

そうしましたら、まず、今の説明について何かご質問があれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

正確には、運送の対価ではなくて、その他料金という。ただ、確認表上は、ほかに料金にかかわるものを入れるところがないので、7番のところに入っておりますけれども、今説明にありましたように、運転している間に対するものではなく、降りた後の介助料ということでございます。

何か、ご質問等ございますでしょうか。

磯委員 ちょっと、わかっていなくて申しわけないんですけども、これ、聞いていると、降りて乗降介助と軽介助の区別というか、どこからがどういう時点までが乗降介助で、どこからが軽介助かというのがちょっとわかりにくいところがありまして、これだと、全部500円プラス200円の700円になってしまうんじゃないのかなというような印象を受けたんですけども、何か区分けの部分というのは、はっきりしているのでしょうか。

杉並移送サービス・末次氏 杉並移送サービスの末次です。よろしくお願いいたします。

NPO法人が まあ、NPOに限らないかもしれませんが、有償福祉でやっている介助というのは、車を離れて介助をすることはできないということになっています。したがって、車に乗っていただく、車から降りていただく。ということは、車を離れずに

離れるというのはちょっとあれですけども、その場でやる介助ですね。降りていただく、乗っていただく。ところが、病院の受付まで、透析のベッドまで、中にはトイレという方もいらっしゃいますけども、そういうふうに車を離れて、車いすを押して、または車いすがない場合もあるかもしれませんが、車を離れていくことはできないというか、やらないということになっているわけですけども、そこを今度は、車を離れて受付まで、または透析のベッドまで、またはその他指定するところまでということをやってもらえないだ

ろうかという希望が非常に強いということですね。

というのは、今までは……。

杉並移送サービス・若宮氏 ちょっと今のに加えて言わせていただくと、やはり乗降介助というのは、目的は乗降の目的ですよ。それが終わると、その次の目的がまた出てくるわけです。例えば、院内であれば、診察券を出すとか、診察を受けるための準備、これがまた乗降とは別の目的ということが発生するわけですね。これがいわゆる我々が言う軽介助というふうに、目的が違ってくる。乗降は、あくまでも乗降のための介助というのが目的ですね。乗降が目的ですから。それ以外の目的が発生した場合の介助、これがその他の介助、軽介助というような理解で考えております。

長谷川会長 すみません。まず、質問ということでお聞きしていたんですけど、もう協議に入ってしまったような感じなので、質問に限らずお受けしたいと思うんですけども、今のご質問は、技術的にどこから分けるかという質問だったと思うんですね。例えば、降りて、車いすに乗り移られて、例えば利用者さんと、例えば、今10時40分だから、ここからは軽介助ですよみたいな確認の作業とか、ここからここがということが記録として残していただく必要があるので、そういうところはどういうふうにお考えなのかなという、そういう質問だと思います。その内容自体は、乗降は乗りおりで、軽介助はその乗りおりから後とかその前というのはわかるんですけども、そこを具体的にどういうふうにするつもりなのかということ、ちょっとお聞きできたらと思います。

杉並移送サービス・末次氏 ちょっと、一言お聞きしたい。記録というのは、どういうことを言われているんですか。

鈴木委員 移送対価でお金をもらうわけじゃないですか。対価でお金をもらうに当たり、きちっとした記録を残すということが大事なんじゃないですか、やはり。ただ、やみくもに、幾らですよ、幾らですよというわけじゃなく、こういうAさんという会員がいて、この人はこういうふうにして幾らもらいまいたよという内訳を出さなきゃいけないと思うんです。それを、例えば何時何分からどういう形でやったということをきちっとした形で残さないと、うちらとしてはわからないし、また、そこから利用者の方も困ると思うんですよ。きちっと出さないことにおいては。

杉並移送サービス・末次氏 はい。まだ実際にやっていないのであれなんですけれども、今の乗降介助についても、ここまで車から降りて車いすに乗るところまでやっていただきますというような話は、ご利用者さんと契約するときに、ここまでというようなことはご

説明して、ご理解いただいて契約しているわけですね。今度は、これが認められれば、そういうことを希望される方と、また契約というか、こういうところまでという話は、もう一回そのご利用者さんと話をして、ここまで、例えば、この場合には受付までですから何分ですね、と。そうすると、行きにしる帰りにしる、10分ずつですから20分でできますとか、そういうやりとりはやっぱりやってみないとというか、打ち合わせをそこでもう一回やることになると思います。

鈴木委員 ちょっと支局の方に確認したいんですけど、例えば、そこまでの仕事のやらなきゃいけないのか。例えば、降りることに対して介護が必要だということであれば、それは対価として認められるので、それはいたし方ないと思います。ただ、そこまでやる必要があるのかどうかということについて、支局側の見解をしていただかないと、多分、今言ったように、お客さん、会員の要望があることにおいて、すべてに対して網羅されてしまうということになってしまうと、やみくもに認可するわけにいかないと思うんですね。きちんとしたその辺の見解を示していただきたいのと、どういうふうな見解をしているか、それだけをちょっと教えていただければと思います。

春原委員 はい。一応、対価以外の対価という中に、迎車待機と、その他料金という中に介助料というのが含まれておりまして、これについては、やってはいけないとかねそういうことではなくて、やられる場合には、当然対価以外の対価を設定することは可能かとは思いますが。

ただ、この委員の中で合意が得られることが前提なんですけども、それ以上のものはやってはいけませんねということではないですね。運送されて、その後どうされるか。自宅の中も含めて、病院の中も含めて、逆にこれはやらないというふうな、やってはいけないという、何かあるんですかね。何か、そこも含めて、やってもらっていますよという方も、違う委員会の中では、そういう福祉有償の運送事業者さんは、そこまでやってくれますという委員の方もいらっしゃるんですけども。その、やらないというのは、やってはいけないことなのか、人件費的にほかのお客さんのところに間に合わないとか、そういうこと、物理的にやられていないということなのかという。他の団体さんもそうなんですけど。

杉並移送サービス・末次氏 今お話のあったように、やってはいけないという、ちょっとさっき僕はそういう言い方をしたのは間違えたかもしれませんが、ある方にやって、ある方にやらないとか、ここまではやってもらったけどここはやってもらっていないというようなことが起こると、不公平というか、アンフェアといえますか、そういう問題があ

るから、基本というか、何メーターということまでは言えませんが、基本的には乗降介助というところが、うちの、今のところやっていることですよという言い方ですね。

例えば、雨が降っていれば、降りたところで後は濡れていきなさいというわけにいかないから、傘を差しかけて、病院のところまで傘をこうやって差して行ってあげるとか、そういうことは、微妙なところはあるかもしれませんが、基本的にはそういうふうに考えておりますが。

鈴木委員 ちょっといいですか。それだったら、別にサービスでやることで、問題ないと思うんですよ。

杉並移送サービス・末次氏 いや、今はですね。今はそういうことをやっている。

鈴木委員 それを、お金の対価にかえて、これだったらやりますといったときに、利用者として一番困るのは、何でこれにお金がかかるのということだと思うんですよ。それを、例えば今言われたように、傘を差すことにおいて、介護することにおいて、お金が幾らかかりますよというのは、そういう発想のお金のもらい方というのは、ちょっと違うと思うんですよ。

杉並移送サービス・末次氏 いや、傘を差したから金をくれというんじゃなくて、利用者の方から、今、そういう方たちというのはどうしているかという、付き添いという形で、家族の方なり、またはヘルパーの方がついて、降りたところから車いすを押していかれるわけですね。その方たちは、当然、ヘルプ料金をヘルパーとしてもらっているわけですね。家族の方は、そのためにある程度の時間を費やして、病室内に連れて行って何々して、それもわずか10分か15分で終わっちゃうのに、わざわざ行かなきゃいけない。帰りは、もう車がないから、自分で帰ってこなきゃいけない。そういうことだったら、その程度のことであれば、運転手さんがやってもらえると助かるんですがねということが、いろんな声は出てきている。そこにもともとは基づいているわけです。

鈴木委員 ただ、助かるんですよと言うんだったら、イコール、お金の対価じゃないですよ。要は、利用者としてみれば、やっていただくと助かるというふうに言っているのに対して、お金を払いますからとかと言っているわけじゃないですよ。そして、そこに……。

杉並移送サービス・末次氏 いやいや、だから今、例えばヘルパーさんがそれをやっていけば、そのためにヘルパーさんを選んでやっているわけですから、ヘルパーさんにお金を払っているわけですよ。

鈴木委員 いや、そうしたら、事業申請してやればいい問題であって。

杉山委員 いいですか。これは強制じゃないわけですから、鈴木委員もちょっと誤解しているんじゃないかと思うんですが、これは別に利用者が選択するわけだから、それをやってもらったときは何がしかのやっぱり対価を払うというのが今の原則でしょうから、利用者がそれを求めなけりゃ、今のスタイルでいいわけですから、それは私は問題になるところじゃないと思うんですね。利用者がそれを求めたときに、それだけの対価を払いますよということですから、お互いの契約の中でやるわけですから、最初からそれが前提でありきじゃなくて、私は自分で自立でできるんだし、そこまで要らないという方は、それは経費の問題にならないから、いいんだと思うんですね。

私はちょっとお聞きしたいのは二つあるんですが、一つは、これをやると、乗降介助以外のことをやると、この団体さんじゃないところで書いてあったと思いますけれども、ベッドまで行って着せかえをやるとか、車いすへの搬送、乗せかえをやるとかというのは、非常に危険なんですね。ヘルパーさんとか資格がある方、あるいは看護師さんとか、そういうレベルの方がやって事故がないというのが当たり前なんですけど、その何百円かのために大きな事故があって、手が滑って落としちゃった、骨が折れたとか、もっと大きな問題が発生する可能性が大なんですね。

そのときに、きちっと、ちゃんと、保険が何かを入れておくことができるのかどうか。そういう保険があるんですね。請負保険というんでしょうかね、あるはずなんです。私たちも入っているんですけどね。そういうところへ、きちっとやっぱり入らないと、何かあったときにどこが責任を持つのかと。安い対価だから、安かろう悪かろうでいいということではいけないと思うんですね。それが一つと。

もう一つは、30分500円というのは、30分まで使い切るといいんですけども、例えば10分、15分で、今、雨の、何か微妙ですという話があるんですけども、10分、15分、何かカードをとりに行き行って車から離れて、15分ぐらいで500円もらうわけですね。ちょっと、その対価が高過ぎないでしょうかと。30分使い切って500円はいいですけども、受付の診察券を出すとか、ここで言うと、何か一緒にくっついて買い物をするとか、そういうのが最初の30分となっていると、例えば10分でも15分でも500円なんですね。30分を超えた場合も、35分だとか40分だとか、この辺も微妙だし、A、B、Cとかいろいろ、ここに計算方法があるんですけど、じゃあ、ここで10分やりました。ここが5分で、最後にまた待っていてお乗せして、ここがまた13分ですとか、そういう計算の、時間のはかり方ですよ

ね。これがさっき言っていた多分検証性じゃないですけど、利用者にきちんとあなたの場合はAとBとCとで足して23分ですからこうですとか、36分でしたとか、そういうことをはかるのって、また、これも大変なんじゃないかなと、微妙だろうなというふうに思うんですね。

それをやっていくと、さっきの時間で言うと、もし15分で500円もらうと、1時間にすると2,000円の時間給になるんですね。そんなに長い介助というのはあり得ないんですね。3時間も4時間もやらないから、多分30分とか1時間なんですね。その幅でやると、45分、仮に、これ、累進的にだんだんだんだん長くなれば、安くなっていくんですけども、30分、1時間でやっていくと、非常に高い。使い切れない。タクシーのメーターじゃないですけど、ぎりぎりまで行く場合と、本当に35分でも1時間もらうのかということになっていくと、時間給に直すと非常に高いものになって、ヘルパーさんとか看護師さんとか、そういう資格のある方ならある程度高くてもいいんですけども、失礼ですけどお年寄りの年金者の乗務員さんがやってきて、ちょっと診察券を10分、15分出しに行って、それで500円になると、逆に、さっき私がお話しした15分で500円なら、時間に直すと1時間で2,000円ですよ。それはちょっと高いんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

その2点です。

長谷川会長 先に、じゃあ。

林委員 はい。ケアマネジャーなんですけれども、実は何人かのケアマネジャーに具体的に もう名前を出しちゃいます、河北病院に送迎している方たちのことを、情報を集めていました。

一つ大きなのは、介護保険は使えないです。自費です。それで、その場合、大体、時間2,000円。1時間2,000円、30分1,000円ですと。それと、あとシルバー人材に頼んで、これが30分ができないので1時間で頼むというようなことでやっていて、相当の金額がかかります。ご存じのように、週3回行きますのでね。しかも往復です。

河北の場合は2階にあるんですよ、透析室が。それで、そこまで移動、介助をする場合がありますし、それから、そちらの方に行って、いろんな用意物というのがあるんですけど、物品という。タオルをとって来たり。決してその方をよいしょと持ち上げたりするような重介護ではなくて、ロッカーに行ってタオルを持って来たりとか、そこはちょっと、私は河北じゃなくて、ちょっと自分の母が慶應でやっているものですから言うんですけれ

ども、そういった細かいことというのがいろいろとございます。

それは、ケアマネジャーから言わせれば、ヘルパーさんで、自費で時給2,000円をお願いしなきゃいけないほどの重介護では、実はないんです。それから、さっきの賠償責任も、実はないんですよ。それほどの問題ではないんです、タオルをとってきたりとかですと。そういったものは、恐らく15分ぐらいはかかるだろうと思うんですよ。そこら辺は、そちらの現場の方の方がわかっていると思うんですけど。

今、想定しているのは、お一人お一人に30分・30分で、カウントして1時間になる予定なんですか。それとも15分ぐらいで、あわせて30分ぐらいになる予定なんですかね。仮に河北で言えば。

長谷川会長 ごめんなさい。ちょっと整理していいですか。

林委員 すみません。

長谷川会長 河北病院というのは、河北病院に頼むと2,000円とられるという、そういう話ですか。

林委員 いや、違いますよ。ヘルパーさんを自費で頼むと。河北病院は、だから、透析に関して言えばバスがないんですよ。

長谷川会長 ごめんなさい。河北病院の2,000円というのは何ですか。

林委員 ですから、家族がついていかない場合に、皆さん、そうやって頼んでいます。

長谷川会長 病院からとられるということですか。

林委員 いえ、病院の中に。病院に到着して。

長谷川会長 ごめんなさい。何で河北病院という名前が出てきたのか、よくわからなかったんですけど。そういう病院もありますよということですか。

林委員 いえいえ、具体的には、ほかの病院は、透析のバスを走らせているんですよ。透析のバスを走らせていないところが、今回、多分問題になっているのかなと。

長谷川会長 そうなんですけど、区内発着なので、別に遠くに行くこともあるので、そこだけ。それ以外はバスに乗れるけど、そこはバスに乗れないから、ヘルパーを頼むと2,000円で、シルバーだと1,000円とか、何かそういう話ですか。

林委員 うん。

長谷川会長 そのぐらい、実際かかるので、500円でも高くはないという、そういうことですか。わかりました。

林委員 それと、今回は 私が言ったことはそういうことです。それと、軽介助とい

うのは、そういう意味で、全然レベルが違うんだよということをちょっと言いたかっただけです。具体的に名前を出したのは、意味がないです。わかりやすくしたただけです、イメージを。

杉山委員 ちょっといいですか。今、軽介助と言いましたけど、これ、ほかのところまでずっと行くと、ベッドからへの移動だとか、そういうことも想定になるし、じゃあ、どこまでが軽介助で、それはやりませんということになるのか、そういうスタンスで最初入っていても、やっぱりお気の毒だなと。いや、ちょっと着がえるのに身体を動かすのに、それを手伝ってくださいと言われたときに、それはやりませんとか、そういうことはやっぱりできないと思うんですね。

じゃあ、もう限定しちゃっていいんですか。診察券をとりに行く、買い物をする、何かつえをついてあげる。それだけきりやらないというんじゃないくて、今回の要請は、その他のいろんな、透析に家族がついていけないから乗務員さんがやりますよといったら、そこまでやらざるを 車いすを押さなきゃいけない、ストレッチャーに乗せかえなきゃいけないとか、いろんなことをやらなきゃいけないですよ。それは、林委員の方では、そんなところまでは想定していませんよというけど、結果的にいずれそこまで入っていくんですね。入って行ってしまおうと思いますよ。

だから、そういう、本当に、もう何か子どものお使いみたいなこときりやらないんですよということではない。それで500円じゃ、もっともっと高いじゃないですか。ほんと、下手すりゃ15分で500円。さっき言ったように、時間給2,000円になっちゃうんですね。資格のある方で2,000円なんでしょ、さっきのお話は。これ、全然、シルバーの方ですよ。そういう方がこれから2,000円ぐらいになる可能性があるんですよ。15分手伝ったら、それは500円ですけども、時間換算すると時間給2,000円になっちゃいますよね。

そういうことですので、よく それ、お答えを、私、欲しかったんですけども。

杉並移送サービス・末次氏 ちょっといいですか。何か15分で500円で、1時間で2,000円って、計算上はそうなりますけれども、タクシーだって何だって、1回メーターを超えたら、それを倍にしたら、すごい高いことになっちゃうのと同じで、何か金額を、そういうところで高いじゃないですかと言われるのは、何か違う、まず、そこは違うんじゃないかなという気がします。

それから、もう一つは、高いのであれば、先ほど委員が言われたように、これは何も押しつけでも何でもなくて、お客様の方が納得して、こういうことをここまでやってくださ

い。ひとつ、これは委員によって違うかもしれませんが、ケアマネなんかをやっていらっしゃる方は見方が違うかもしれませんが、少なくとも、我々これが認められたときに、ベッドへの移動というんですか、車いすから移動とか、そういうことは、またはストレッチャーがどうか言われましたけど、ストレッチャーというのは我々も考えていませんし、そういう資格を持ってやらなきゃいけないような仕事というものは、とりあえず考えていないんですね。

だから、どういうふうに文言を書くかというのは非常に難しいところはありますけども、いわゆる軽介助。車いすを押していく、受付を済ませる、タオルを持ってくる、靴を履きかえる。いわゆる、そういうものを全部書き上げるというなら書き上げてもいいと思うんですけれども、それ以上のベッドへの移動とかそういうものについては、着がえとか着がえというのは、靴を履きかえるのも着がえかもしれませんが、一応はその程度というふうに考えています。

長谷川会長 ちょっと整理したいんですけれども、この軽介助というふうに、「軽」をつけてしまったことで、少し混乱があるのかなと思うので、乗降介助と並べるということもあって、軽介助というようなことになったのかなと思うんですが、それは必ず、私も介護の内容が重い、軽いというふうに単純に分けることもできないと思うんですね。ストレッチャーに乗り移りがあるから重いとか、見守りだけだから軽いなんていうことは恐らくないんだと思うんですね。本質的には。

ただ、便宜上、今おっしゃっているような、そんなに大変なことを考えているのではないんだよ、しかも乗降でもないんだよということで「軽」がついているんだと思うので、「軽」という意味をその程度のものというふうに考えた方がいいんじゃないかなと思います。

協議会では、先ほど春原委員から話がありましたように、やっちゃいけないよということではなく、協議会で合意が得られることが大事というお話でしたので、まず、その料金がどうなのかということと、それから、最初に出ていた、技術的にどのように把握するのかということ、この協議会では議論しなくてはいけないところだと思うんですね。その上で、内容的に何かこちらで制限をつけるのかどうかというようなことは、またちょっと別にお話をさせていただいた方がいいのかなと思うんですけれども、つまり、出しているように、きちんと把握ができないものであれば、そもそもが難しいのかなという気もするんですね。

それは、15分で500円じゃないかとかというところとも絡んでくると思うんですけども、先ほどからお話が出ているように、事前に、これであれば何分ぐらいですよという相談をして、その場でここから軽介助ですよということではなく、事前に依頼された内容について、大体このぐらいですよということを、運行の契約と同時に相談をされて、それに基づいて利用者の方も納得された上で出かけるという、そういうことでよろしいですか。

杉山委員 ちょっといいですか。整理したいんですけども、結論的に言います。

さっき、タクシーのメーターが1回上がると、それも高いじゃないかと。使い切りという。タクシーは90円なんですよ。それを言われると、僕は心外なんですけど、ここは500円なんですよ。ワンメーター上がると500円と90円ということで、大きな違いがあるということ。

それから、15分で2,000円と言っていますけれども、大体想定されることが15分、20分なんだと思います。もう、病院の中へ運ぶ、何か診察券をとるとか、そんな単位だと思わなすね。ですから、僕は、反対しているんじゃないんです。30分500円で結構だと思わすけど、刻みをもうちょっと小さくしていただいたら。200円、300円、迎車だとか予約を200円、300円でスタートしているわけですから、10分、15分使う方のために、わざわざ500円払わなきゃいけないのかとの方が思うよりも、15分で済む用事があれば、200円とか250円からスタートしてあげれば、料金はそれでも私はいいと思っているんです。

私の言うのは、さっき、へ理屈でね、15分だと2,000円ですよと言っていますけども、15分は250円とかそれでやってくれば、中身は同じですよ。そういうふうにしてもらえれば、それでいいんじゃないですかということですね。

それと、さっきから質問しているんですけど、時間を3回ぐらいに区切ってやったときに、どうやって、13分ですとか何分ですとかって、どうやってはかるのか。ストップウォッチか何かを持ってやるんですかということも聞いてみたいですね。

杉並移送サービス・若宮氏 時間については、やはり正確にやらなくちゃいけないですからね。当然、我々が考えているのは、お客様の方からまず依頼があった場合には、1回やってみる。その場でやってみて、すべて計ろうと思っているんですよ。当然、多少の前後とか、きょうは短かった、ちょっと出ちゃったというのはあるかもしれませんが、おおむねそのお客様については、一緒にまず1回回ってみて、じゃあ、ここからここまでの介助だったら500円だねとか、1,000円だねという感じ。要するに30分をもう明らかに超えろとか、これはもう30分ぎりぎりだから、やり方によっては、それはドライバーさんに

よっても違いますよね。確かにこのドライバーでやったら、29分で終わった、このドライバーでやったら35分かかった、それで、この前来たときは500円だったけど、今度は1,000円じゃないかという問題は多分発生すると思いますけども、それについてはある程度お客様とちゃんとお話をした上で、それは、我々だって法外なことはやりたくないですから、それは35分かかったって30分でできる仕事というふうに我々が判断すれば、それはそれでいいというふうに思っています。

それとやはり、先ほどの説でも言いましたように、やはりこれ、お客様と我々の信頼関係で成り立っていますもので、あくまでもお客様が、じゃあ、これだったら500円でいいよ、これだったら1,000円出す気はないなというところで、多分、お互いもうここまででいいからと言われたら、それ以上は手を出さないというふうにはしたいと思っています。

それと、先ほど一番最初、杉山委員の方から、ちょっとご質問があった保険の関係ですけども、これは我々ボランティア保険を掛けておりまして、先日、保険会社の方にも確認をちゃんと入れております。これだけの対価をとった場合、これはいわゆる福祉有償の運営協議会で通った金額というのは、あくまでも営利とはいえないという文言がついておりますので、これはちゃんとボランティア保険で賄えるという返事をもらっております。私ども、今、16人のドライバーがおりまして、全員、ボランティア保険に加入しております。ですから、そういう意味では、保険の方の方法についてはやっておるつもりでございます。

それから、料金については、例えば5分単位、10分単位、15分単位というのは、それはお客様にとってもいいかもしれませんけれども、一つの単位として、やっぱり、我々はこの中では30分単位で考えたいなと。杉山委員もおっしゃいましたように、まず我々が想定したこの根底には、やはり、病院の、患者さんの介助が8割ぐらいの形なんです。その上で、大体平均をとれば、杉山委員がおっしゃるような大体20分ぐらいで、我々も想定したのは間違いのないところだと思っております。

だから、余り、10分で済むものに対して、お客様だって、それだったら自分でやる、あるいは何か他の方法を考えるということであるとしますので、その辺はやっぱり、よくお客様とお話しした上で、その料金は決めていきたいなというふうには考えております。

樋口委員 今のお話の中で、何分ごとにするのか、それから料金がというお話がありましたけども、私のかかわっている団体もきょうの後の方の議題に上がっている一つですけども、少し、あんまり法外なといいますか、他で見られているものと違うものは、やはり皆様のご納得ができないかと思って、全国的なこういった活動をしている団体の方でアン

ケートをとっておりまして、その結果を取り寄せております。

そうしますと、やはり5分、10分、15分なんていうのも1団体ずつありますけども、やはり30分ごと、それから1回ごとという感じが多くなっておりまして、30分ごとで500円、600円というのが多い感じです。

先ほども林委員の方からありましたけども、やはりこのことのために、利用者の方で、家族がついていくのが無理だというふうになれば、ヘルパーさんを頼む。そういう金額からいえば、身体型介護料金の目安というのが、ここで言うてよろしいでしょうか、30分未満で1,500円から2,500円、30分から1時間未満で2,000円から4,000円と聞いております。そういうことで言いましても、私どもNPOの立場からすれば、やはりこの500円というのは、決して非常に、皆様方にも、それから利用者にとっても、大変迷惑になるというものではないのではないかと、私も同じ立場の者としては考えております。

それとあと、どこからが軽介助で、そして乗降介助かというところについては、今お話があったようなところで、多分ご納得もいただいているかと思えますけども、利用者の方にも、利用者の、人によって、こちらの団体が言いなりになってしまうというような、そういうような感じのお互いのやりとりではなくて、団体としてこの協議会できちんと協議された結果として、こういう形で考えているということを示し上げた上で、それで依頼したいのか、それだったら違うのかということも、きちんと契約のときにやりとりするということが、多分大事なことなんではないかと思っております。

長谷川会長 ありがとうございます。

今までのところで、技術的なことについては、いきなり見積もりというか、推測でこのぐらいとか、行ってから決めましょうということではなく、事前に利用者の方と十分相談をした上で、どちらかという、内輪にということでした。

それから、最初の方に出ておりました乗降介助との違いですけれども、もう一度確認しておく、乗降介助はもちろん乗りおりの部分で、今回出している軽介助の場合は、乗る前、降りた後ということで、そこから時間をはかるということですね。金額については、30分500円ということで30分の刻みで、この500円についてはそう高くはない、ヘルパーさんをお願いするようなことを考えれば、そう高くないのではないかというご意見が、何人かの委員さんから出たかと思えます。

協議会としては、先ほどもお話ししましたとおり、これ自体が何かの2分の1であるとかいう、具体的な根拠となる数字もありませんので、今出たご意見それから団体からの説明

等で、今出している案でお認めいただけるかということで協議をしてきたわけですが、何か加えて、特にご意見等ございますでしょうか。

磯委員 ちょっと細かい話かもしれませんが、最初にお話があった、例えば、雨が降っていて、傘を差してあげたと。ちょっとだけのことだと思んですけども、こういったところというのはどうなのでしょう。今の杉山委員の部分というのもあると思んですけども、それだったら、場合によっては、もう本当に、一、二分で終わっちゃうケースというのもあるとは思んですけども。

杉並移送サービス・末次氏 それをとりますと言ったんじゃないくて、そういうのはとりませんと言ったんですけれども。

磯委員 ちょっと、それを確認したかったものですから。

杉並移送サービス・末次氏 雨が降っているのに、はいさようならというわけにいかないから、傘で濡れないようにやるようなことは、乗降介助の延長みたいな形でやりますけれども、それについてお金を下さいというようなことではありませんと、僕は申し上げたんですけど。

長谷川会長 わかりました。ありがとうございます。

先ほど確認したように、事前にそのことについて相談をした上でということなので、そういう雨が降ったから、その場でということはないのかなと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

杉山委員 もう一度いいですか。お答えが全部性善説なんですね。35分は30分でいいですとか、それは現場まで浸透するのかどうかということもありますし、やっぱり、僕は30分というのは、これ、最終的には30分500円、1時間1,000円で、時間給1,000円ですから、それはレベル的だと思うんですが。やっぱり、最初の刻みを少し下げてもらわないと、大体15分で用が済むんですね。車からおろして病院の中へお連れするといえ、15分でいいのに、500円出さなきゃいけないと。今、それは10分ぐらいだったらとりませんよというお話ですけど、非常にグレーですよ。我々が、それじゃいいでしょうと、ここで言ってしまうといいのかどうか。後々、そういうことを信じて、本当に性善説でやっていいのかどうか。やっぱり、一つルールというのは細かくきちと決めておかないと、この協議会で何をやってたんだということになっちゃいけないと思うので。僕は、スタートは、15分という単位でやってもらえば、1時間は1,000円でいいんじゃないですか。つまりところは同じなわけですから。そういう気持ちがあるようですから、10分ぐらいとりませんと

言っているならば、そういうことはできるはずだと思うので、そこからスタートしてもらいたいと思いますね。

長谷川会長 今のご意見は、例えば15分250円ということですか。

杉山委員 そうですね。

長谷川会長 団体の方はいかがですか。

林委員 すみません。複数の利用者さんを、例えばAという病院なりBという病院なりに行く場合、標準的な時間というものが当然出てきます。その病院の構造とか、仕事の内容によってですね。例えば、同じA病院に行っている10人の方が、ある方は30分で請求されて、ある方は1時間ということは、普通はない。というふうに、ケアマネジャーは思うんです。その場合の標準的な時間というのが、いつも、先ほど言ったようにA、B、2回じゃなくて足し合わせてカウントするんですよ。その場合に15分であれば、それと一般的な標準的な想定されていることと言うと、片道ということがあんまりあり得ないですよ。診察券を出す 帰りはご家族が行きますということも、まれにはあるだろうけど、一般的には往復で考えられますので、片一方、図式は一方で出ていますけども、多分両方あわせるのが普通だろうと思うので、そういった場合に標準的な時間が30分刻みというのは、私はそんなに厄介ではなくて、妥当かなとは思っていますけど。逆に15分刻みにしたら、それこそ足し算して35分だったら、これは45分でとろうか30分でとろうかって悩みませんか。と思うんですよ。

しつこいようだけど、その標準的な時間というのは、当然、利用者さんにもわかるわけですから、余りにも不当なとられ方をしていると利用者が感じた場合には、その業者さんとの契約をやめると思いますよ、単純に。それと、利用者さんも、本当に今の利用者さんは賢いですから、逐一、これをシルバー人材に頼んだら幾らだ、それからヘルパーさんを自費で頼んだら幾らだとか、全部ケアマネジャーに説明させた上で選ぶというのが、今の利用者さんですからね。その場合に、もちろん安ければいいわけではないです、ほかのことよりもね。一定の対価ということがございまして、杉並区は社会福祉協議会に有償ボランティアというものがありますけども、その時間が1時間800円から1,000円というのが標準です。これはボランティアで、です。

長谷川会長 ありがとうございました。

団体の方から、もし、その30分にしたという理由が、先ほど調査結果を紹介していただいて、そんな細かい刻みにしている団体は余りないというデータもご紹介いただいたんで

すけども、団体の方で実務的に30分とされた理由があれば、教えてください。

杉並移送サービス・末次氏 はい。一つは、今、林委員が言われた、まさにその片道という方はほとんど、やるとすれば、透析の方なんかを見ていけば、やっぱり帰らなきゃいけない。帰るために、また家族が来る、またヘルパーを頼むということになると、そこで金がかかってしまうので、どうせ、運転手がまた来るんだったら、帰りもやってちょうだいと。そうすると、大体、透析の方というのはお金をその場で払うわけではないので、連れて帰ってくれば大体15分ぐらいだろうという、大体そんな感じで見ています。それで、往復で30分という感じが大きな理由です、一つの理由としては。

自分の家族を病院に連れていったりなんかすることも、これは全くこういう仕事とは関係なしにあるんですけども、終わってから金を払って、次の予約をしてというようなことをやってくると、大体、やっぱり、30分かかっちゃいます。大きな病院に行って順番待ちをしているとかなんとかいっていると、診療が終わってから出てくるまでに大体30分ぐらいはかかってしまう。それは、先ほどどなたが言われましたけれど、15分刻みだと何かぎくしゃくといいですか、20分になったから30分分もらいますよというのは、30分以下ですよというのと、利用者の受け取る感じがちょっと違う。何か、いやにせちがらいなという感じを、むしろ利用者さんは感じるんじゃないかなと。

逆に言えば、30分あるんだからゆっくりやってもいいや、30分以内で終わればいいんだというつもりで、せかせかせかせか急いで出てこなくても、やらなくても、のんびりでいいやと言って、ゆったりした気持ちで乗れるというのも、僕は必要なんじゃないかなと思います。

そういう意味で、一つの刻みというのが30分かなというふうに考えて、一応設定しました。

長谷川会長 ありがとうございます。

ほかは……。

杉山委員 まだ、それはちょっと、異議がありますね。それは提供する側からの意見であって、利用者の方は、15分で済むものを、くどいようですけども、何で30分でとらなきゃいけないのかというところは、やっぱり、それは自分たちの都合ですよ、30分かかるんですというのは。15分で終わる方がいるのに、何で30分とるんですか。もともと、福祉有償運送事業というのは、ボランティアというか、そういうところからスタートしているわけですから、弱者になるべく負担をかけないと、言葉の端々でよく出ているわけですから、

そこからスタートしてよろしいんじゃないですか。30分かかれば500円もらえばいいじゃないですか。

だから、最初は15分と。あと、帰りもまた15分かかったら、両方足して30分ですよ、500円になるわけじゃないですか。もともと30分500円なわけですから、15分がぎくしゃくするとかって、それは売る方側の都合であって、利用する側からすれば、診察券をもらうだけ、薬をもらうだけで10分、15分で終わりにするのに、何で1回500円も払わなきゃいけないのか。

それから、往復がどうのこうのと言っていますけども、ここも明確にしましょうよ。片道はあり得るわけですから、必ず往復という想定をする必要はないわけです。片道ならば、15分で済むならば、15分でいいじゃないですか。私はそういうふうに思います。

長谷川会長 ありがとうございます。そうですね、利用者さんは、ほかに足がないという意味では、交通弱者というか弱者ですけれども、そのほかの点においては、必ずしも弱い立場に置かれている弱い人ではなく、ご自分もしくはご家族のご判断でこの杉並移送サービスの移動サービスを利用されるということなので、先ほどから出ているように、判断でその方がいいと思えば利用されるし、いや、それほどでもないと思えば利用されないという。

ただ、現状ではこの設定がないために、例えば傘を差していった先を、そこで、それ以上は仕組みとしてはできないという状態にあるということで、そここのところをもう少し手助けしたいという趣旨で、今回この介助料金というのを出されたというふうに理解しています。

ここで金額は30分刻みがいいですかとかいう決をとるところではないので、ご提案いただいている内容で今回お認めいただけるかどうかということになるんですけども、いかがでしょうか。

樋口委員 今の杉山委員のご発言ですけれども、ボランティアから始まっているんだから、そんなにいただかなくてもということでしたけども、確かに私どもは営利の団体ではございませんし、地域の中で自分たちが少し活動することによって、こういう移動の困難な方たちの助けになればということが、もちろん基本です。

ただ、やはりこういったことを、前にも申し上げましたように、責任を持って安全を守り、そして、決められた時間の中で事業をしていくということについては、それなりの体制が必要です。そういうことを考えたときに、先ほど林委員からも、社会福祉協議会のボ

ランティアがこういうことでやっているというお話もありました。そういう意味で言えば、15分250円にしないのが、私どもやる側だけの理論だというふうにおっしゃられますと、ちょっと厳しいものがございます。

そして、利用者の方も、今、非常に福祉の限定タクシーさんとか、区のご支援もあって、たくさん、いろんな事業主体がふえてきておりますけれども、そういう中でNPOがやっているということについては、利用者さんの中でも一定のご判断があってご利用していただけるかと思えます。そういったことを責任を持ってやっていくときに、この設定というものについては、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

鈴木委員 先ほどから言っているんですけど、やはり、きちっとしたルールをつくらないと、こういう場で、あいまいなところで協議会で決めてしまうと、それが横行してしまう。私もほかの協議会に出ておりますけれど、紙きれ1枚、2枚の話ではない協議会の方が多いです、正直言って。ちょっと甘いのかなと思っております。やはりきちっとした形で輸送対価をもらうのであれば、きちっとしたルール、明確なものを示すべきだと思うんですよ。それなしで、ここでこれをやらせてくださいと言ったとしても、説得力がないですよ。

逆に言うんだったら、定点観測されているものがあるんだったら、そういう資料も提示すべきだと思うんですよ。それすら出さないで、口頭の説明において、こうです、ああですというんじゃなく、やはりきちっとした定点観測されたもの等を、添付した内容をきちっと出すべきだと思うし、こういう中で、やはりきちっとルールが持てないということになると、何のための協議会かということになりますので、きちっとルールをつくることを、まず最初をお願いしたいと思っております。

高橋委員 ここで話すべきことじゃないかなと思って、ずっと黙っていたんですけども、大森課長とか和久井課長がいますけど、要するに、病院に行く人にヘルパーがつけられていないというのがまず問題点があって、だから、例えば車いすを、私は自分で動かさすけど、自分で車いすを動かさない人が病院に行くときに、要するに家族がついていか、だれかがついていかないと、病院についてタクシーから降ろされても、そこから病室まで、あるいはお医者のあるところまで動けないということが問題になっていると思うんですよ。

ですから、こういう、軽介助と言っていますが、介助の制度がもしできるんだったら、それは利用者にとってはすごい助かることだと。ただ、そのあり方、お金のとり方なんかについて、今、杉山さんの方から15分単位にした方がよりきめ細かいあれができるんじや

ないかというようなことが出されていますけれども、こういう制度そのものが、みんなで何分幾らとか、あるいはこういう内容について認めましょうというようなことが出されていけば、もう少し、今、鈴木さんが言ったようなことも含めて認められていけば、利用者としては助かるなと思うんですよ。

私なんか、こういう団体に入っていないのでタクシーを使いますが、私の友人なんかの中には、やはり自分で押せない、あるいは家の出口までは何とかあれだけでも、そこからタクシーの通っている道までちょっと段差みたいなものがある、そこを、もう八十何歳の人なので、連れていくのが大変だと。その部分だけでも、運転主さんが助けてくれるといいなということで、最近、東京無線かなんかは、事前にそういうふうに頼めば、やってくれるというサービスがあるとかいう。それはお金が多分必要なんだと思いますが、そういうサービスができていくことによって、なかなか外に出られない人が出られる制度ができていくんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それにあわせて、そういう人たちにヘルパーがついて行けば、本来的には、社会的に参加していく障害者、あるいは病気の人のために必要な介護が、国とか自治体の補助がついていけば、この介助の問題というのは、本来的にはタクシーの運転手とか、こういう移動サービスをやっている人の、本来的な責務ではないと思います。そこが今の問題点なのかな。

ただ、それはここで話す場所じゃないかなと思って、ずっと黙っていたんですけど。利用者にとっては、やはりこういうサービスが、今、必要とされているということは、確かだと思うんです。

黒瀬副会長　じゃあ、私からちょっとよろしいですか。

今、いろいろお話を伺っていて思ったんですが、高橋委員が言われたように、このサービスが必要だというのは、恐らく皆さんが感じていらっしゃるんじゃないかなと思います。ただ、実際行うサービスの提供の仕方とか料金のことで、今、いろいろ議論をされていると思います。

鈴木委員の言われたように、決まりはきちんと決めないといけないと思うんですよ。ただ、運用の中で、これぐらいはいいですよというのはあくまで運用であって、決まりはきちんと決めておかないと、やっぱり利用者側から見て安心できないという部分もあるし、協議会としてもやっぱりきちんとした、こういう申請が出て、これについてはルールはこうだというのはちゃんと決めないと、やっぱり、協議会としての責任を問われるかなと思

っています。

ですから、そういう意味で言うと、10分や15分ぐらいはとらないよとか、そういうのはあくまで運用でね。それはもちろんやってもらうのはいいことだと思うんですけど、それはそれとしてやはり決まりはきちんと決めた方がいいと思います。

今問題になっているのは、30分500円という料金設定が妥当かどうかというのが、ちょっとあると思います。杉山委員のおっしゃっているのは、例えば10分、15分ぐらいのときに500円は高過ぎるんじゃないか、小刻みにすればいいんじゃないかというお話だと思うんですが、私、今までのお話を聞いていて、ちょっと、そうかなと思ったのが、例えば、ボランティアだと、社会福祉協議会が1時間800円とりますよとかある中で、あるいは1,000円とかとる中で、30分というのが、30分目いっぱいには確かにあれなんですけど、30分以内で500円だろうという考えだと思うんですね。10分でも15分でも、30分までとはにかく500円までしかとりませんよと。500円が、じゃあ、妥当な金額かどうかというだけの問題だと思うんですよ。と考えると、例えば15分で終わって、500円とったから、それは非常に不当な利益になるのかどうかというと、そうでもない。お客様にとってみれば、それはそれなりに納得いく金額じゃないかなというふうに、私はちょっと、今までのお話を聞いている限りではそう思います。

ただ、やはり小刻みにした方がいいという話が出てくるのであれば、それはお客様のニーズですから、それはそれとしてやった方がいいと思いますけど、ただ、30分以内で500円ですよというふうに考えると、必ずしもそれは不当な料金　まあ、協議会の中でそれは不当だから認められないというほど高い料金とも、ちょっと思えないなど。これは私の感想です。

杉山委員　私がさっきから言っているのは、高いと言っているんじゃないんですね。1時間1,000円というのは、多分、今の労働からして1,000円は妥当だと思っています、私も。ただ、10分、15分で終わるのに、今言われたように10分、15分で終わるのまで500円とっちゃうんですかということからすれば、それで終わるならば、それから、林委員も言っていましたけど、それはありがたいことだし、500円ぐらい払ってもいいんじゃないというような話もさっきありましたけども、そうじゃないんですね。利用者は、500円じゃなくて250円が2回で500円なら、これは妥当だなと思うんですけども、1回250円で済むケースが何回もあり得るんですね。

というか、僕は、もう半分以上はそれだと思います。医院あるいは病院へ着いて、車い

すを押して中に入って行って、受付をしてあげて、はいと言って、あとは看護師さんかなんかと引き継ぐか何か、その程度のことだと思うんですね。それなのに30分というのを最初からとってしまうと。その方が利用できるからいいじゃないですか、そういう制度をつくらうというのは、私もいいと思いますよ。でも、弱者ですよ。その方からしてみると、30分も使わないのに、私の場合は10分でいいのに何でスタートが500円なのというのが高いと言っているのです。1時間かかった場合は1,000円もらえるんだから、いいじゃないですか。僕は、値段が高い、安いを言っているんじゃないんです。刻みを落としてあげて、最初に使う方に有利になるように、あ、それなら私も使おうとたくさんの方がやっていけば、ペイするかもしれません。

樋口さんが言うように、ある程度もらわなきゃやれないんですとか、いろいろおっしゃるけれども、もしかしたら15分250円ぐらいなら、私も、じゃあ、ちょっと、中までやってもらおうとか、いろいろ、そこが、利用者がふえていく可能性もあるし、決して私は、その値段を下げろと言っているんじゃないんですよ。何か誤解していますよね。1時間1,000円でいいじゃないですか。私もそれはいいと言っているんですから。15分という刻みを最初につくってあげてくださいと、それだけのことなので、よく、その辺を理解していただきたいなと思います。

長谷川会長 ありがとうございます。

いろいろご意見が出ていますが、先ほど副会長の方から出ましたように、金額の刻みのところだけが今残っているかなという感じがします。

先ほどあったように、1時間でしか頼めないものが30分であればそれでいいんじゃないかというの私も思いますけれども、杉山委員から出たような意見も、利用者さんの中でもそういうふうにお考えの方がいらっしゃるかもしれないなとも思います。

協議会として、この出していただいた内容でお認めいただくかどうかということをお聞きしなければならないのですが、ご意見としてはもう出尽くしたかなと思います。いかがでしょうか。

黒瀬副会長 意見は、さっき団体の方からも聞いたんですけど、逆に団体の方で、ある程度、今、杉山委員が言われたように刻みを細かくするということは、なかなか難しいことですかね、やっぱり。

杉並移送サービス・若宮氏 そうですね。今のところは、30分というのが。我々も当初、先ほど杉山委員がおっしゃったけども、10分、15分で終わるといのはほとんどありませ

ん、正直言って。我々が想定しているほとんどは、透析患者さんの方なんです。当然、病院の中にお連れしてから、これ、結構時間がかかるものなんです。待ち時間も含めて。場合によっては着がえをされる方もいらっしゃるし、もちろん、体重をはかったり、下駄箱で履きかえたり、また、毛布とか、ベッドのいろんな周りのこととか、先ほどのタオルのこととか、いろいろな、結構やれば、やはり30分ぐらいというのが一つの単位で、それが今、透析の患者さんが私どもの利用者さんに19名いらっしゃるんですけども、恐らくこのサービスができれば、3割から5割ぐらいの透析患者さんは多分我々のそのサービスを使っただけなのという想定のもとというか、逆にお客様からのそういう声が非常に多いというのが現状だったものですから、我々も、あくまでも何も安いにこしたことはないという杉山委員のご発言もよくわかりますけども、我々としても、最低でもやはり30分単位というぐらいの感覚というのは、認めていただいてもよろしいじゃないかなというふうに思います。

杉山委員 いいですか。ちょっと、私ばかり言ってあれですけど。

だって、30分という想定をしているんならばいいんじゃないですか。別に15分250円で30分以上かかるんです、大半の方がかかるんですというんなら500円もらうんでしょから、それでいいじゃないですか。何も250円ということを出しておいて30分かって、それを250円にしろと言っているわけじゃないんですよ。何か誤解しているんじゃないですか。やった分については、1時間1,000円になるような制度でいいじゃないですか。それはいいと言っているわけですから。今、副会長もおっしゃったように、15分という刻みにしておいて、30分以上というのが9割もあるんならば、500円もらえばいいじゃないですか。そういうことに反対しているんじゃないんです。何か非常に誤解しているというか、副会長おっしゃるような、15分刻みでやって、30分以上の方が多ければ、それでもらえばいいじゃないですか。何か不都合があるんですか。

杉並移送サービス・末次氏 言われることはわかるんですけども、さっき、ちょっと若宮も言ったかと思うんですけども、多分、日によって違う。我々も車で行ってから出てこられるまで、時間が遅くなったり、早くなったりすることはあるんですけども、話を聞いてみると、きょうは体調が悪いからとかいって、遅くなることもあるわけですね。そうすると、例えば15分刻みで、さっき若宮が言った、最初にいろいろ一緒になってやって計ってみて、大体標準時間15分でできますねというような形で、15分で設定したときに、体調が悪くて20分になった、25分になったということになったときに、それはその分とれば

いいじゃないかということになるんですけども、そうすると、きのうは250円だったと。おとといは250円だった、今回は500円だった。なぜですかというと、いや、おたくの出でくるのに時間がかかったからですということを経験言わざるを得ない。そうすると、どのくらいかかったんですかということになると、一々はかって、きょうは22分でしたとか23分でしたと。僕は、そういうことを利用者さんとの間で、できればやりたくない。感情的な問題になってくると思うんですよ。どこから計ったんですかみたいな話になったり、わずかに二、三分出たからあれするんですかというよりは、ヘルパーさんを頼んだことを思えば、このぐらいの値段でできているのはありがたいことだというふうに思って、利用者さんに使っていただけるということが、我々もボランティアする意味があるので、もし、そういうことが気に入らない方であれば、ヘルパーさんを頼まれて、ヘルパーさんの時間というのはどうなっているか知りませんが、それでおやりになっていただいて、うちのサービスを押しつけているわけでは決してありませんので、その選択は、もう、利用者さんをお願いする。

だから、30分で500円だということに対して異議があるのであれば、それは安けりゃ安いほどいいに、当然決まっています。だけど、15分で刻んだら、今度は10分にしたらどうだ、5分に刻んだらどうだと、そういう議論に結局なっちゃうんですよ。だから、それは僕はやりたくない。一つの作業として30分だというふうに考えています。

長谷川会長 すみません。運送の対価とは違うので、明確にこれの2分の1を超えるか超えないかという議論はできません。ですから、30分500円がいいのかという議論の根拠というものを、たとえ、そこで15分250円がいいのかという話に変えたところで、この場で結論はなかなか出ないと思うんですね。

料金ということでは新規ですので、まだやっていないことですし、実際に例えば病院に、じゃあ、もし、ここで、どういうケースが想定されるのか、実際にやってきてくださいということは、協議会としてはお願いできないですね。というのは、例えば病院、連れていった先に、関係がない部外者が、その団体のために何かデータが欲しいから入れてくださいということを、区の協議会から言われたからやらせてくれということは、ちょっと私は、おかしいし、難しいし、それはその利用者さんのためにならないし、医療機関等の協力が得られるともちょっと思えないので、そういう意味では、今説明していただいた、実際にそういうのがあったらいいなという意見を受け付けていらっしゃる団体の方が、15分ではなく30分の方が作業がやりやすいというふうにお感じになっているということが、

今、私たちが議論すべき根拠に、それしか根拠がないのではないかというふうに、今まで
の話を聞いて、私は思いました。

繰り返しになりますけれども、それ以上の具体的なデータは、同じ 例えヘルパー
であればというようなことを出していただいたりすることはできると思うんですけれど、
それはあくまで他の制度によるものであって、今回のもので比較できる内容とは思えませ
んの、介助料金について詳しく実績を報告していただくという義務は、団体には本当は
ないんですが、そこら辺を丁寧にフィードバックしていただくことで、今出していただい
ているような不安であるとか疑問であるとかが解消されるのかどうかということを経済会
としてとりあえずやっていただいて、今は金額のことに焦点が当たってきていると思いま
すので、内容についてはいいかと思うんですが、その点で妥当だったかどうかということ
を再度検証させていただくということではどうかなというふうに思うんですけれど、いか
がでしょうか。

杉並移送サービス・末次氏 具体的にはどういうことをしろというふうに、団体に希望
されているんでしょうか。

長谷川会長 これ、会長というより、私の……。

杉並移送サービス・末次氏 ええ、意見で結構ですけど。

長谷川会長 今出てきていたような疑問に答えていただくとしたら、そうは言ったけれ
ども、実際は10分ぐらいで終わっているものが多いんじゃないかとか、説明が足らずに利
用者さんがその場で何かすごい料金を請求されているんじゃないかとか、本来であれば、
そのドライバーさんが続けてやるようなことではないことまでやっているのではないかと
いうようなことが今ここで出されていたと思うので、いや、そうではなく、団体さんが説
明しているように、おおむね30分ぐらいはかかるし、それはその乗降介助からスムーズな
形で続けられるような、本当にそういう意味では軽微な介助や見守りであるということが
わかればいいのではないかなというふうに、私は思うんですけれど。

杉並移送サービス・末次氏 そうすると、利用者さんにどんな介助をしてもらいたい
か、大体、どのくらい時間がかかりそうか、料金はどのくらいかというような、そういうこ
とを利用者さんの声が必要だということですか。

長谷川会長 いえいえ、そうではなくて。

杉並移送サービス・末次氏 実態って、だって、やっていないものを、だから……。

杉並移送サービス・若宮氏 これから、仮にさせてもらって、その中で……。

杉並移送サービス・末次氏 ああ、仮に。試行ですか。

鈴木委員 だから、先ほど言ったように、定点観測をしてくださいと言っているじゃないですか。

杉並移送サービス・末次氏 ただ、今のは定点観測できないでしょう、まだ。

杉並移送サービス・若宮氏 だから、これから先、やってみると、我々が。

杉並移送サービス・末次氏 あ、やってくださいねということですか。

杉山委員 ちょっと、また会長、すみません。

さっきの話の中で、非常に矛盾があるというか理論的じゃないんですね。15分にしろ30分にしろ、じゃあ、17分のときは何とかだとか、32分だったらそれは取りづらいとか、同じことを言っているんですね。15分でやれるのが17分になって、それは取りづらいとか、30分になって35分がまた取りづらいとか、時間はどうやってはかるんだとか、それから1回1回違うことも、これももう、しょうがないと思うんですよ。私たちのタクシーメーターも、ちょっと遠回りすれば、1,000円でいつも行っていたのが1,200円になったと。これは道路工事があったとか、渋滞があったから回っていったという。この前は500円だったけどきょうは750円ねとか、きょうは1,000円ね、と。だって、料金を決めるんでしょう。おかしいじゃないですか。それをきっちりここでやろうと。30分は幾ら、1時間は幾らと決めるのに、それは30分は超えて、この前は1,000円だったのが何で今度は2,000円ですかと言われたって、しょうがないですから、そういうはかりを決めようと、ここで言っているんですから。

情情的にそれをまけてあげるのはいいですよ。でも、1回ずつ違うこともあり得るわけですよ。私たちのやっている仕事も同じだし、皆さんがやる仕事もそうだろうし、距離制でやっている場合、医院に行く場合、病院に行く場合でも2キロが3キロになる。きょうは回り道したからどうした、渋滞でどうしたとか、それは料金が違うでしょう。時間制でやったって、違いますよ。それと同じように、別に15分で、前回は15分だった、今度はちょっとぐずぐずしちゃって30分かかったと。30分もらえばいいじゃないですか、何も。それを決めるんですから、それは情情的にとりづらいとか、この前は500円だったのに、今度は1,000円だとももらえないとかね。そんなのなら、最初からやらないでくださいよ。

私は、高いと言っているんじゃないんですよ。1時間は1,000円でいいじゃないですか。今まで出したこの案で、ちっとも問題ないですよ。利用者と合意でやるならばいいじゃないですか。だから、最初15分で刻んで行ってやればいいじゃないですか。さっきから同じ、

変な理屈を言って、17分がどうした、33分はとりづらいとかね。同じなんですよ、どこをとっても。この前が幾ら、今回は倍になっちゃったと。これだって、ルールを決めてやるんですから、そんなにあやふやなんですか。じゃあ、逆に聞きますけれども。30分と決めておいて、45分たっちゃったら、いや、いつも1,000円だからそれでいいですよとか、それじゃ、決めてあるあれがないじゃないですか。お互いにもらってくださいよ、それなら。こんなところでやらないで。その人と2人でやってくださいよ。

林委員 すみません。タクシーメーターと介助って、やっぱり違うんですよ、労働が。そして、国は基本的には身体介護については30分単位で介護、もちろん、そういったものは、今回のこととは制度が違うから違うといえば違うんですけどね。そして、何度も言うように、標準的なという考え方をします。というのは、本当に違ってくる。それで、もちろんタクシーメーターのように細かく刻んでもいいんですよ。そして、請求するという考え方もありますけども、ただ、そうしちゃうと、本当に難しいんですよ。標準的な時間で、じゃあ、トイレはいつも5分だから5分で行ってくださいねと、そういうわけにいかないんですよ。

だから、そのかわり、やっぱりお互いのルールの中で、余り、これは記録の問題にも出てきますけども、軽介助をやったときにどうやって記録するかですね。5分刻みでやった場合って、ご利用者さんたちはいらいらしてきます。トイレ5分で「10分」とか書かれちゃうと、本当にいらいらして、しかもそれにお金が増えるとなると、とってもしらいらします。

だから、こういう介助というものは、ある意味でどんぶりのような部分の方がいい場合が実はあるということも一つはわかっていたきたいのと、それと、標準で一般的には請求していただくことになるだろうと。例えば、タクシーのメーターだったら、きょうは1,200円かかっちゃったと。いつもだったらこれだけ遠回りしたからということがあるけれども、これはそうではなくて、ある程度標準で出していただくことになるだろうということがあるということ、わかってください。

それと、やっぱりその請求なんだけれども、記録も含めて余り細やかにやると、利用者さんもすごくいらいらしちゃいます。実際には、実は、自費のヘルパーは1時間2,000円とか2,500円とか、めちゃくちゃ高いですから、もう、細かく書いています。そうすると、利用者さんの方がその書いていることを気にして気にしてというふうな状態が、本当に発生してきます。

しかも、さんざん書いたあげくに、じゃあ、本当に1分刻みで請求してくれるんならいいけど、1時間刻みだったら、逆に書いてくれなくてもいいよというのかな、そういった部分も出てくると思うんですよ。だから、そこら辺すごく、おっしゃっていることはわかりますけど、タクシーメーターとはちょっと違うということだけ。

鈴木委員 各論的な話でいっても話がまとまらないし、総論の話でもこう意見が割れている中で、これ、幾ら時間を費やしても無理だと思うんですよ。お互いに割れている状態の話を。

きちっとした、やっぱりルールができていないことに対して、協議会の中できちっと明確にしなきゃいけないと思うんですよ。それが.....。

長谷川会長 先ほどからルールとおっしゃっているルールというのは、何ですか。

鈴木委員 運賃をもらうに対しても、介護のお金をもらうにしても、幾らで30分で幾らというふうな時間でやるのか、そういうのは例えば先ほど言っている30分で500円は高いかどうかという話の問題のことに触れるのであれば、きちっとした、そこで何分と明確に出せばいいと思うんですよ。

長谷川会長 わかりました。そういうことでしたら、林委員の方から、国の基準の単位が30分ということの意味を今説明していただいたと思うんですね。介護というものの内容からいって、それ以上の刻みは難しいというふうに私も思っています。そういうことと言えば、今のルールは30分が1単位で妥当であるということになりませんか。

つまり、その一連の.....。

杉山委員 これはね、介護保険をやっているんじゃないんですよ。

長谷川会長 いや、そうなんですけれども、私は一応、専門は社会福祉なので、やっぱり一連の流れとしてあるわけですよ。一つ一つのものを取り出して積算をするのではなくて、介助という一つの流れとしてやっているの、その請求単位が、国として一番短い単位が30分ということの意味が、やはり、その介助というものは、そんなに細かく刻むものではないというふうに考えられるということじゃないかと思うんですけども。

杉山委員 会長、途中で申しわけないんですけどね、それは介護保険法で、入浴だとか排せつだとか、それは30分単位になると思います。身体介護をやればね。これは.....。

長谷川会長 入浴で30分は無理ですよ。

杉山委員 まあ、もっとかかるかもしれません。だから、これは、さっきから言っているように、どこの用途ですかという、診察券を出しに行くんだと。軽介助と言っている

わけですね。介護保険のを今ここでやっているわけじゃなくて、介護保険のもっと入り口の、本当に簡単な、車いすを押すとか、そういう単位の時間を言っているわけですから、最低30分なくたっていい方から何で30分とっちゃうんですかという話を、さっきからやっているわけですね。

長谷川会長 介護保険の話をしているわけではなくて、介助とはどういうことかということについて話をしたんですね。国の請求の単位が30分を一番短い単位としていることの意味が、介助というものがそれ以上細かく区切っても意味がない、介助として完結することができないということの意味しているんじゃないかということ、林委員に言っていたというふうに、私は思っています。

杉山委員 それとこれとは違うんです。

長谷川会長 ですから、先ほどおっしゃっているそのルールというものが、介助料金としてどうかということ議論しているのであれば、30分以上に刻むということは無理があるというふうに、私は思います。

杉山委員 今、私がお答えしたように、それは身体介護だとか、本当のヘルパーさんが来てやる介護の話なんですね。これは、軽介助と言っているように、30分単位が要らないことまでも何で30分やるんですかと。それから、30分たったときは30分でもらってくださいと言っているのに、どうしてその辺がちょっとわかってもらえないのか、僕は不思議なんですよね。

樋口委員 先ほど杉並移送サービスさんの方から、具体的な事例でもって、透析患者さんがこちらの団体は多いし、そして、その場合の介助というもののお話があったかと思えます。それは、今、杉山委員がおっしゃったような、車いすをただ押していく、それから、受付で診察券をとる、それで終わるような、5分、10分で終わるような介助じゃないということのご説明があったかと思うんです。

そういったことも踏まえて、30分以内ということが現場サイドのこととしてご説明があったし、そのルールとして30分ごとということだったと、私は理解しておりますけれども。

杉山委員 それは違いますね。30分かからない人がいて、30分おおむねかかるなら、30分もらえばいいじゃないですか。30分かからない人まで、何でそれをもらうんですかと。

透析の方だって、そんな重い方ばかりじゃありません。自分で歩いていける方もいます。つえをついてもらう方ぐらいの方もいます。10分、15分で終わる方もいるんです。透

析が全部、そんな重い方じゃないんです。そういう方にまで、何で500円を強いるんですかと。500円の方は500円とればいいじゃないですか。30分かかったんなら、30分ぐらいもらってくださいよ。それを15分にしろとか半額にしろと言っているんじゃないんです。スタートは、そういう方にも使いやすいように、安くやってあげてくださいと。

250円でいいじゃないですか。診察券をちょっと出しに行く。車いすをちょっと押してあげた。それは250円でいいじゃないですか。何にも問題ないと思いますよ。そこから先は、ちゃんと、もらうものをもらうわけでしょう。何で問題があるんでしょうか。ちっとも問題ないと思うんですけども。

長谷川会長 なぜ、そこまでこだわられるのか、私はちょっと理解できないんですけど。

杉山委員 なぜ、そちらがこだわるのか、私も理解できない。

黒瀬副会長 すみません。杉山委員の委員の意見もよくわかるんですけど、ただ、ボランティアだとか、普通にやる場合のそういう介助、軽介助も含めてですけど、その単位というのはある程度つかみでやらないと、細かい刻みでやるというのは、現場の方としてはなかなか苦勞するというのを、今、皆さん、おっしゃっていると思うんですよね。

ですから、それを15分刻みにすることによって、確かに料金設定としては、利用者にとっては少ない金額で済むかもしれませんが、でも、その15分の刻みが、その他ほかの、いろんな気持ちの負担、そういうものに及ぼす影響は大きいんじゃないかということで、30分を一つのつかみにして、30分、1時間というのは、介助、そのような場合でもふだん使われている一つの単位だと思うんですね。だから、その単位が妥当だということで、その設定をしたらどうかというふうに言っているんだと思うんです。

確かに15分で済むものについて、500円をとるのはおかしいんじゃないかというのも、よくわかります。ただ、15分で済むということで、その15分の刻み方というのが、現場の実際のあれの中で本当に妥当なのかどうかというのは、なかなか難しい話だと思うんですよ。実際に15分刻みにすることによって、利用者にとっては、逆に、非常に気持ちの負担になると思うんですが。

杉山委員 何があるんですか、それ。30分なら30分もらうんですから。それでいいんじゃないですか、別に。

黒瀬副会長 15分までに済ませてしまわなければいけないという気持ちの負担があると思います。

杉山委員 いいじゃないですか。済めばそれでいいし、過ぎればそれ以上もらうんで

しょうから。そういうルールでやって、何も、ちんたら、年をとっているからのんびりやりますとあって、そんな時間稼ぎをすることじゃないと思いますよ。

黒瀬副会長 私はちょっと、15分のボランティアの刻み方というのは、余り聞いたことはないですけどね。

林委員 すみません。いいですか。イメージしている人が、多分患者さんが違い過ぎるような気が、実はしている。こっちは透析で、ご家族が今まで一緒に来ざるを得なかった。タクシーに1人で乗っておりて行って、元気な方はいますよ、透析だって。自分で診察券を出しに行き、自分でタオルをとりに行き。そういう方たちは、今回もこれを使わないですよ。NPOでやっていたって、それであり、パイパイですよ。その方が、250円で使えるからといって使わないと思います。逆に言うと、そういった方たちが250円だったら使ったというんだったら、それは逆に変なことになっちゃうのでね。

むしろ、ご家族が今までついてこざるを得なかったようなレベルの方たちが、ご家族はその間また帰ったりとかしないわけですよ。大抵の方がそこで待っていらっしゃいます。4時間ぐらいたって、また迎えに来るなんてことは大変ですから。そうすると、ご家族も2日に1回、半日つぶれるわけですよ。それを、じゃあ、ほかの人にやらせようということになったら、自費のヘルパーさんで2,000円出さなきゃいけないとか、1時間単位のシルバー人材センターだったら、30分で済むのに1時間分を払わなきゃいけないとかいうふうなさまざまなシステムがあって、もちろん、ほかのシステムと比較する必要は、今回はないんだけど。

ただ、そういった中で、今、問題になっているのは専ら透析患者さんだと、私は思うんですよ。それを、雨のときに傘が必要な方とか、それから、診察券を出す方とかというふうに、どんどんどんどん広げちゃって、そこまで想定してこの話が出てきたのであればもともと違うんだけど、そこまでは想定していなかったと思うんですよ。それを、話をちょっと、患者さんのイメージを全く変えることで、すごい、もし軽介助という言葉に対して、軽介助という言葉があるとしたら、その軽介助の方のイメージでもって反論しちゃうというのは、かなり違うような気がすると思います。

それとあと、これはちょっと確認なんですけども、長時間の通院、付き添いをやるつもりは、もちろんないですよ。

杉並移送サービス・末次氏 長時間というのは。

林委員 長時間の だから、院内でただ待っているということをやるとは全然ない

ですよね。

杉並移送サービス・末次氏 それはありません。

林委員 だから、本当にそういった、ほかの業務なりなんなりのかわりを、車の運転手さんがやるつもりは、もちろん全然ないということですよ。

だけど、車がそこまで行って、病院の玄関まで行って、ご家族がついてくるのを、もしもそういった軽介助程度で肩がわりできるんだったら、肩がわりいたしましょうかというふうに受けとめていただいて、それがそういう制度上、的確なものを持っていない病院がいまだに多いということです。

ただし ごめんなさい、長くなるんだけど、医療改革というのは、ご存じのようにどんどん進んでおります。診察券を出すだけというのは、まず、なくなります。今、国の方は医療改革でどんどんホームドクター制にしていますからね。ただ、透析の方というのは、そういうふうにならないんですよ。大きな病院は、今、医療券を出すだけだったら、病院内にボランティアをずらっとそろえています。その人たちがやってくれます。何も、250円とか500円を出す必要はないです、そもそも。そういったもので拾えない人たちをどうやって拾うのかと。だから、逆に言えば、杉山委員に考えていただきたいのは、透析患者さんが週3日行かなきゃいけないと。その方たちをどうやって、私たち福祉有償のこの会議は救済できるんだろうかということで提案していただきたいです。

杉山委員 今、NPOでやっていらっしゃるわけだし、だから、そういう方は週3日も行くのに、私はさっきから言っているように、最初から1回が500円ずつやっている。行きと帰りをやれば1,000円になっちゃうかもしれないね。それが、うまくいけば500円で終わるわけじゃないですか。透析だけじゃないですよ。林委員は透析と言いましたけども、それは透析の人っきりやりませんと、ここに書いてあるわけじゃないわけで、いろんなケースが考えられるわけで、病院とも限りません。施設へ行くのかもしれないし、駅まで送るのかもしれないし、いろんなことがあると思いますよ。

だから、そのときに、何でおかしいんですか。それ、スタートに15分で区切ってあげて、安く済めば安くやってあげてください。だって、そのボランティアのドライバーの方だって、継続した労働ですよ。また、新たに持って帰ってきて、車に乗って帰ってきて違う労働をやるんならば、1時間1,000円というのはどうだかわかりませんが、降ろして、その場で車いすを押して行ってあげて、それで15分で、あるいは30分で500円をもらうということは、決して率の悪い仕事じゃないですよ。新たにどこかの場所へ行って、通勤費用

をかけて行って、通勤時間をかけて行って、時間1,000円もらうというんならば、時間対価というのは非常に悪くなるけれども、継続したことをやって、それを認めてくださいと。いいじゃないですか。だから認めましょうと言っているのに。最初のところだけ安くしてあげてくださいよ。30分でとる必要ないじゃないですか。15分で済むのを何で30分でとるんですか。

杉並移送サービス・末次氏 先ほどもちょっと言ったかもしれないんですけども、この裏のところに、行きと帰りを足すというのがありますよね。A + Cとか、C + B。これは、その……。

杉山委員 往復とは限っていないわけですよ。

杉並移送サービス・末次氏 いや、だから、それは大体15分ぐらいでできるだろうという形で、往復で30分という単位にしているわけですね。

鈴木委員 先ほど、その話をしましたよね。片道の話もありますよねと、杉山委員が言いましたよね。

杉並移送サービス・末次氏 うん、あります。だから、それだったら高いという、要らないですよという方であれば、別にそれはそれで結構です。

杉山委員 だから、15分でやればいいじゃないですか、じゃあ。それが結構と言うんなら、片道でやってあげてくださいよ。

黒瀬副会長 ちょっといいですか。でも、ちょっと考えたんですが、それを15分と切るのもまた、根拠は何なんですかね。例えば10分……。

杉山委員 15分でできる仕事があるんですね。

黒瀬副会長 いやいや、だから……。

杉山委員 継続した仕事ですから、作業ですから。

黒瀬副会長 それはわかります。

杉山委員 軽労働だと言っているわけですよ。薬をとりに行く、車いすを押しだけで。

黒瀬副会長 じゃあ、10分でできる仕事もあるわけですか。

杉山委員 ありますよ。

黒瀬副会長 じゃあ、10分で区切るんですか。あるいは、5分でできる仕事は……。

杉山委員 それは、ですから いや、そこまで言っていったら、副会長、ちょっとそれは理屈ですよ。じゃあ、5分も区切るんですかということになるわけで。

黒瀬副会長 いや、だから、そういうことじゃ……。

杉山委員 これは、だから、30分以上かかると言っているんですから、ほぼ。

黒瀬副会長 どこで区切るかという、それは、要するに……。

杉山委員 だから、時間単価は同じじゃないですか。

黒瀬副会長 だから、時間単価は。

杉山委員 それを15分で区切りましょうと、私は言っているわけでね。

黒瀬副会長 だから、15分の、そこら辺の根拠は何ですかと言っている。

杉山委員 ですから、15分で終わる仕事もたくさんあります。車いすで病院まで押し込むだけ、診察券をとってくるだけ、買い物を何かちょっととってきてくれと。

黒瀬副会長 だから、それは要するに。

杉山委員 だから、そこは最低やっておけばいいじゃないですか。何で、上のレベルをとるんですか。

黒瀬副会長 だから、そこは多くある仕事は、そこら辺15分程度だろうというご判断なんです。

杉山委員 いやいや、多くじゃないですよ。それはどれくらいあるかはわかりませんよ。やってみなきゃわからないじゃないですか。それを何で副会長が、どうして高い方をとるんですか、それ。

黒瀬副会長 どうして。10分で終わる仕事もあるわけですよ、じゃあ。

杉山委員 10分で終わるのは15分でいいじゃないですか。ですから、15分で区切ってくださいと言っているじゃないですか。

黒瀬副会長 ちょっとわからないです。

杉山委員 そうしたら、5分で終わる仕事までやっていけということになります。そういう区切りじゃないんですよ。15分で終わる仕事も結構あるんです、今お話ししているように。

長谷川会長 すみません。先ほど私が申し上げましたように、そういうふうに刻んでいくのは、介助の本質からどんどん離れていってしまうので、繰り返しますけれども、その30分以上に刻む根拠も余りないと思うんですね。先ほど林委員から出たように、30分というのが、介護というか福祉の世界では一つの最小単位になっていると思います。これ以上の刻みで、何かサービス料金、例えば杉並区で何か出すということは、恐らくないんじゃないかなと思うんですけれども。10分で……。

林委員 10分以下だったら、はっきり言って、とれないです。

長谷川会長 とれないですね。

林委員 とらないです。

長谷川会長 ない。ということは、介助というものの本質を考えた場合、たとえその実際にかかっている、押しているのが5分であろうが、全体として見るということだと思っ
んですよ。ですから、30分というのを最小の単位で置いていると思うので、杉山委員のお
っしゃっていることも確かにそういう考えもあるとは思いますが、さらに刻むという根
拠も、ちょっと余りないように思いますので、繰り返しになりますけれども、その現場の
方の実感としても、30分単位がゆとりを持ってサービスを提供できるのではないかとい
うことで30分単位にさせていただいたということと、介護サービスというものが、おおむねそ
の30分を1単位として、いろんなものが最小の単位としては提供されているということも
考えて、この30分500円でお認めいただけないかなというふうに思います。

ただ、先ほども申しましたように、まだやっていないことなので、実際にやってみたら
違ったよとかいうことがあれば、それは協議会の方にフィードバックしていただいて、ま
た協議、必要なことかなと思います。本来は、そこまで細かく協議会で見るところではな
いかもしれないんですが、とにかくやっていないことの想定で議論をしているので、1回、
これで、会長の提案としてはこれでお認めいただいて、少し詳しくフィードバックをいた
だくというようなことではいかがかなというふうに思うんですが。

それと、技術的なことですが、その場でストップウォッチではかって、計算して
請求というのは多分難しいと思いますので、団体の方からのご説明では、事前にそのこと
について十分利用者さんと納得いく数字を出した上でサービスに入るということだったと
思います。恐らく、万が一相方が納得できないような、納得できる理由で延びたのでない
限りは、いきなり請求したりとかいうことはないんじゃないかなと。難しいだろうとい
うふうに思いますので、ほぼ事前に相談した内容で提供していただく介助に対して、30分
1単位として500円、料金をいただくという、そういうことになるかと思ます。

というふうに、ちょっと、整理させていただいた上でいかがでしょうか。

杉山委員 多数決で決めるわけじゃないんだと思いますので、これ、3団体とも同じな
んですね、金額が。まあ、相談して出されたんだと思うんですが、ここで会長がおっしゃ
るように、じゃあ、この協議会で相整ったということには、ちょっと私は異議があります
し、それは認められないと思います。

長谷川会長 じゃあ、杉山委員は、あくまでも15分250円というものを設定しない限り、

認められないと。

杉山委員 はい。

林委員 ごめんなさい。同じ人間ばかりで、申しわけない。いいですか。ちょっと違う視点から、考えていただきたいことがあるんですよ。私は、むしろ違う視点のこっちの方が、はるかにここで議論するにふさわしいことだと思っていることがちょっとあって、今回。

それは何かというと、車がとまっているわけですよ、その間。30分、活動する間。福祉有償車両というのはそんなにないんですよ、福祉車両というのは。非常に貴重な社会資源なんですよ。これがとまっているわけなんですよ、介助する間。ですよ。そういう視点から、逆にこの問題を考えていただきたい。逆に言えば、私は、たかだか5分のこととか、その人が自分で出しに行けるようなものを、車をとめてやる必要はない、と。

例えば、一、二分で終わる、だれかがやって3分で終わるようなことを、本人が足が悪くて10分かかかるようなこと、それでも本人にやってもらえばいいでしょう。杉並全部でたった何台しかない車をとめている必要はないです。だけど、それでも介助が必要な人、それで、いろんな意味で助かる人というのが現にいる。本人だけじゃなくて家族も含めて。だったら、それを軽介助という……。

杉山委員 それはさっきから言っているようにね、いいですよ、だから、それでいいじゃないですか。制度もいいと思っていますよ。そういう助かる人がいて、ドライバーの方がそこまでやるって、最高じゃないですか。現場に行っているんだから。

さっきから介護保険のことを言いますけど、30分単位になっていきますって。介護保険は自宅へ行ったり、身体介護をやるときは、自宅へ行ったりとか、通勤だとか、いろんなことがあるから15分という単位はないですよ。介護保険と比較しちゃだめなんです。これは継続した仕事なんですよ。そこから続いてやる仕事なんだから、それは介護保険法で30分という単位ですとあって、説得力が全然ありませんね。

今おっしゃっているこの制度はいいし、運賃・料金についても、1時間1,000円なんですから、たかだか普通の方と同じだからいいと言っているわけですよ。スタートだけ、何でそれができないんですか。それ以上いっぱいあるならば、ほとんどが30分以上というなら、何も通過点なんですからいいじゃないですか。そういう、たまたま15分ぐらいで終わる方がいれば、その方には250円でやってあげて、あとはみんな30分以上かかるというならば500円以上になるんでしょうから、そういうふうにやってあげればいいじゃないです

か。

長谷川会長 長時間、ありがとうございました。すみません。

議題の1で非常に時間がかかってしまったんですが、この後の協議も、杉山委員も先ほどお話がありましたように、実は同じ内容で軽介助料について協議をいただくことになっております。ということもあり、1団体目ですが、内容的には今回の協議全体にわたる議論をいただいたために、長時間になってしまったかと思えます。

協議会の設置要綱では、協議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには会長の決によるという条項が入っておりますが、今まで杉並区の運営協議会で決をとったことがございません。

それから、杉山委員の方から、具体的な条件というか、こういうことがクリアできるのであればという条件が出ましたので、団体に持ち帰っていただいて、それを検討していただくということをお願いするというわけではなく、今回は、軽介助料金という議題について初めて協議会で話し合いをしましたので、議論を論点としてはすべて出させていただいたという時点で、きょうのこの協議は十分に尽くしたというところで、決はとらず、引き続きという形になってしまうかと思うんですけれども、検討ということにしたいと思うんですが、ちょっと、今まで決をとってきていないので、事務局の方で何かお考えはありますか。

事務局 そうですね。皆さんからご意見をいただいて、確かに多数決、要綱上はそうなっていますけれども、これまでも多数決というのをとっておりませんので、議論としては尽くしていただいたかと思えますけれども、協議会の扱いとしては継続ということで、団体さんの方にもちょっともう一度ご検討いただいて、各委員さんとも、もう少し、きょうは時間の関係もありますので、改めて事務局の方と調整をさせていただいてというようなことにさせていただいた方がいいかと思えます。

長谷川会長 そうしましたら、先ほど申しましたように、今回は団体の方に、それではこういう条件でご検討してきていただいけませんかという願いはいたしません。こういった論点が協議会の中で出たということ、今、団体の方はオブザーバーという形で参加していただいておりますけれども、協議会のメンバーと、オブザーバーである団体の方とで共有したということで、継続でまた議論をしていきたいというふうに思っております。

ちょっと、具体的には、個別にまたご相談させていただいたりとか、委員の方々にも、またご意見を伺ったりということになるかと思えます。申しわけ……。

事務局 すみません。ちょっと、1点だけいいですか。

一応、継続でということですので今お話をさせていただいたんですけれども、もし、きょうのこの場は無理にしても、団体さんから、後で、例えば15分250円という料金設定でいいから承認してほしいという申し出があった場合に、改めて協議会を開いてご承認いただくのか、それとも、その申し出さえあれば協議会としては了承しますということをご確認いただけるのか、その点だけちょっと決めていただけると。皆さんお忙しいので、なかなかそのためだけにお集まりというのは難しいかもしれないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大森委員 ちょっといいでしょうか。すみません。

これまでのさまざまな観点からのさまざまな意見を聞かせていただいて、ただ、今の時点で確認できていることは、このサービスは必要であるということ。それから、現場の方のお話によると、多分10分とか15分で終わる方もいらっしゃるかもしれないけれども、多くの方は20分、30分近くかかるんだというふうなことをおっしゃっているという事実があるということ。それから、料金についても、時間単価にすると1,000円ということで、これは決して高い金額でも安い金額でもないということで、これについても大方よいという合意はあったと思います。

それで、1点だけ、それは30分刻みにするかしないかだけの問題だったと思います。そうすると、介護の現場にかかわる、介護の現場というか、介護保険であるとか、私、障害者の分野の介護の部分にタッチしておりますけれども、明らかに、高齢者についても障害者についても、国の介護保険の単価を決めるに当たっては、最低30分の単位なんです。これはずっと、林委員も会長もおっしゃっているように、30分なんです。

ただ、杉山委員のおっしゃることはわかるんですけどね。これは、そういうふうに15分という単位をもし認めるのであれば、料金が250円で済むので、例えば頻回に人工透析を受けるような、週3回とか行っていらっしゃる方で、特にそういう介助の必要な方は、頻回に500円というよりは、頻回に250円の方がいいだろうということがわかるので、その1点だけなんだと思うんですね。30分という時間設定をするかしないかというところだけが分かれていると思います。

ですので、このことについて、どこかで決めなきゃいけないことなので、わざわざ会議を開くということなのか、多分同じ議論が会議を開いたとしても出てくると思います。ですので、私はこのことについて決をとることは、決してごり押しをすとか、そういう問

題ではないと思いますので、ここで決をとっていいのではないかと思います。

そして、ただし、その実態としてやってみた結果、明らかに15分未満の方もたくさんいるとかどうかということについては、ちょっと件数を報告していただいて、その後について、また本当にそれを15分という単位の設定をする必要があるのかどうかということについて、ここで議論をして再確認するということは必要かなと思いますので、それを条件に、まずは30分単位で決めていいんじゃないかと私は思っているんですけども、そのことについての決をとってもいいのではないかというふうに思います。

杉山委員 それは、ちょっとおかしいんじゃないですか。会長あるいは事務局が今そういうふうに決めたのに、大森委員がそういうことを言うのは、ちょっとおかしいでしょう。またさかのぼりますよ。

大森委員 すみません。それは、ちょっとそういう点について諮られなかったので、その前に私が、会長が発言される前にそれを知っていれば発言しましたがけれども、諮られることがなかったので、あえて。後になって申しわけないのですが。

杉山委員 決をとらないということで、今までも決をとってきていないんですね。私も、ここずっと何年も出ていますけども。そういう決をとると、やっぱり、しこりが残りますよ。とらないということで、今、事務局も会長もおっしゃっているんですから……。

鈴木委員 とらないって、だけど、だれも決めていないじゃないですか、まだ。

杉山委員 大森委員がそこで横から口を出すと、ちょっとおかしいことになりますね。

鈴木委員 提案があっただけで、とらないわけでは……。

大森委員 これが会議の進行上のルール違反であるということであれば、私は取り下げます。じゃあ、そこは会長にゆだねます。

鈴木委員 先ほど会長が言われましたよね。やっぱり、事務局案としての話として、会長がそういう発言をされたわけじゃないですか。経過の中で。それをあえて、後から、そういうふうに何かどっちかの肩を持つような発言をされても、しょうがないです。

大森委員 いえ、肩を持つつもりではないですよ。私の意見として、発言しました。

杉山委員 もっと先に言ってもらえばよかったですね。介護保険は、さっきから言っているように、身体介護も家事援助も、その自宅へ行ったり、向こうから来てもらったりとか、いろんな、そこへやるための時間経路は、時間がかかるんですね。これは一貫した仕事なんです。介護保険が30分が最低単位だよと。介護保険の話をしているんじゃないんですね。

大森委員 そうです。

杉山委員 それは参考になりますけれども、継続した作業なわけですから、15分という単位があったって、何も不思議じゃないと思います。利用者に安く使ってもらおうって、いいじゃないですか、30分以上が多いというならば、30分で500円という申請どおりですよ。だから、たまたま15分の人が何人かいたら、それは15分でやってあげてくださいという、皆さんそういう気持ちじゃないんでしょうか。僕はちょっと疑問ですね。

長谷川会長 どうもすみません。そうですね、決をとるかどうかというのは、結構地域によって今までの経緯があって、悩むところなんですけれども、ちょっと杉並については、今まで決をとるという形で協議会の意見を集約したことがなかったので、今回もちょっとそれを踏襲させていただきたいというふうに思いました。

事務局の、30分の2分の1という刻みをつけるというふうに団体が出してきた場合は、それだけのために開く必要があるかということなんですけれども、ちょっとほかの議題があるので、全体を通してそれで考えさせていただくということになるかなと思いますので、最後に、また、次回の協議会について、事務局の方から提案いただくところがありますので、そのときに全体を通して見て、考えさせていただきたいと思います。

議題の方が、先ほどもお話ししましたとおり、あと2団体あるんですが、すみません、じゃあ、次の団体に移りたいと思いますので、ありがとうございました。委員の方にお戻りいただければと思います。

(杉並移送サービス・末次氏、傍聴席へ移動、若宮委員、委員席へ移動)

長谷川会長 あと2団体あるんですが、2団体とも軽介助料金についてが含まれております。これについて、一応、ご説明をいただいた後、軽介助については、杉並移送サービスさんの議論で論点は出尽くしたかなと思いますが、ご説明いただいた時点で、どのように協議させていただくか、また提案させていただきたいと思います。

(福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏、オブザーバー席に移動)

長谷川委員 それでは、特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並の料金につきまして、事務局の方からご説明させていただきたいと思います。

事務局 それでは、説明させていただきます。

まず、「特定非営利活動法人 福祉送迎サービス・杉並」ということで、あと、団体要件確認表の方の内容については、6番までご確認いただけたらと思います。7番についてですけれども、こちらの料金設定についても、距離制ですけど、走行距離が2キロまでは

350円、以降1キロごとに150円ということで、今、運行しています。その他、迎車料金としては300円と、乗降介助料200円を加算するという内容になっております。

もう、今、前の団体でも話があった、この団体についても、個々の変更協議の内容については、その軽介助料金と、もう一つストレッチャー料金の設定についてということで、本日の協議内容になっております。そちらの内容については、次のページ、別紙1というところで、軽介助料金とストレッチャー料金についてというところの内容になります。こちら、資料をあらかじめ配らせていただいているんですけども、内容については、今、前団体であった形と基本的に考え方は同じで、30分1単位で500円をとるということで、説明については、軽介助とはということで、軽介助の今までの議論もありましたけれど、内容についての説明、それから、こういうケースが想定されるというようなことで、ずっと書いてあります。

とりあえず、その資料の説明としては、2番のストレッチャー料金というところに移りたいと思います。

こちらの団体はストレッチャー料金を新たに設定したいということで、ストレッチャー使用料を2,000円ということにしております。ただし、利用者がストレッチャー補助券ということで、こちらは区の制度がありまして、予約料とか迎車料、ストレッチャー使用料を含んだものを区が補助しているという制度があります。そちらを利用者の方が使用した場合には、区の規定に基づいた協定料金ということをいただくということで、こちら、現在、今4,000円ですかね。ということで、区の方は補助を出しているということになっております。

そのときには、今申し上げたように、ストレッチャーのこの補助券の中に、予約料、迎車料、ストレッチャー使用料、そういった料金が含まれておりますので、先ほど簡単に申し上げましたけど、迎車料というのとはとらない、ダブってしまうのでとらないというような形が、こちらの迎車料とストレッチャー使用料は利用者には請求しませんということで、区のこの補助券を使った場合のことがただし書きで書いてあります。

想定されるケースということで、こちらは細かく書いてありますけれど、基本的な考え方については前団体の軽介助の考え方と同じなので、資料をちょっと見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

長谷川会長 はい。ありがとうございました。

福祉送迎サービス・杉並の方に、オブザーバーとして入っていただいております。よろ

しくお願いします。

軽介助につきまして、先ほどの議論をお聞きになっていたかと思うんですが、杉山委員ほか、委員の皆様も、先ほどと軽介助についてはご意見等は同じかと思えます。この時点で、じゃあ、15分はどうかというふうにお聞きするわけにもいきませんので、これにつきましては、杉並移送サービスと同じようなことで。

黒瀬副会長 軽介助については論点がほぼ同じなので、この問題については特にやらないで、ストレッチャーの方について論議するのが妥当かと思えます。

ただ、団体の方で、軽介助について前の団体より違うところがあるとか、あるいはこれについて一言意見が言いたいというんだったら、それは言ってもらおうということでもよろしいんじゃないでしょうか。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 よろしいですか。福祉送迎サービス・杉並の長谷川です。

私どもが透析をご利用の方で対象と考えているのは、今1人だけでございまして、特に、透析を終わってから、車いすでベッドまで行って、そこでベッドへの移乗は、ご本人がなさるときと、それから看護師さんがお手伝いするとき、いろいろありますが、それから体重をはかるとか、それから、更衣室までお連れして、こちらは更衣室の外で待っているわけなんですけれども、それが終わってから、また、車まで移動するというようなことでやっている。1件だけということで、実際にはやはり20分から25分ぐらいかかっているというのが現状です。軽介助の部分についてはその部分。

それから、あともう一つは、お買い物に行きたい、あるいは花見に行きたいとかいうときに、車いすを押してほしいとか、あるいは買い物をした荷物を運んでほしいということで、一緒にしてほしいというようなケースで、大体、一般的には、買い物関係ですと1時間から1時間半ぐらい。これはヒアリングした内容ですけれども、かかっているということです。

ちょっと、軽介助については以上です。

長谷川会長 じゃあ、ストレッチャーについては、ストレッチャーが乗せられる車が新しく入ったとか、そういうことでしょうか。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 新しくというか、実は去年の6月に新しい運転協力員が加わってくれて、その人が、たしか、トヨタのハイエースなんですけれども、ストレッチャーが乗る車を用意し、それから去年の夏ぐらいに、一応、ストレッチャーの

本体も買って、利用できる状態にはしております、それから、やっぱり、いろいろ、今後、どう対応できるかとかいうような協議をしてきまして、これから実施できるという自信がついたものですから、今回、申請するという次第なんです。

長谷川会長 ありがとうございます。そうしましたら、ストレッチャーの料金につきまして、何か質問等ございましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

杉山委員 いいですか。軽介助の方は、先ほどの副会長のお話でダブりますから。ただ、やっぱり保険は、1人だといいますけども、これ、ふえていったり、また何か事故が起きたらいけないので、前回の、前の回の方によく聞いて、同じような保険に入っておいた方が、老婆心ながらいいと思いますので、お願いいたします。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 ありがとうございます。すみません。言わなかったんですが、一応は入っております、私どもの方で。

杉山委員 そうですか。わかりました。

それから、ストレッチャーのこの補助券というのは、先ほど事務局の高山さん、迎車とストレッチャー使用料ということで、予約料は入っていないんですか。三つなんですか。全部、これ、予約料も入っているんですか。

事務局 いや、入っております。

杉山委員 そうですか。わかりました。

これ、使用料とありますけども、ストレッチャーをどういう。ただ、貸すんですか。ストレッチャーを貸せば、当然、ベッドからの移乗だ、車いすからの移乗だと、そういう作業がつくはずなんです。これ、ストレッチャーをただ貸すだけ、あるいは1日幾らなのか半日幾らとか、時間でこれも区切っているのかとかという、ちょっと具体的に見えませんが、ストレッチャーが2,000円ですよというのは、1時間なのか1回なのか1日なのかという、そういうのもちょっとよくわからないなというふうに思うんですけど、そういうのはどういうふうに設定されているんですか。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 一応、1運行と。下に想定されるようなケースということで、自宅から病院までということであれば、そこで使用料を2,000円いただくという内容です。

杉山委員 じゃあ、1と2が一緒になると、これ、1運行じゃなくて2回になるんですか。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 ええ。2回になります。

杉山委員 1回で、じゃあ、4,000円になるということですか。2回ということは4,000円

ですよね、ストレッチャー。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 そうです。はい。

杉山委員 ちょっと高くないですか。随分高いかと、私、思うんですけども。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 一応、1運行ということで考えております、私どもは。

杉山委員 ストレッチャーにも、いろんな、上下というか、高いのから安いのからあると思いますけども、安いので中古だったら10万もしないんじゃないですか。それで、1回、行きと帰りで使って4,000円とるとというのは、ちょっと高過ぎると思うんですよね。

これも相対料金だから、使わなきゃいいかもしれませんが、レンタルするのかどうか。どうしても足りない方に対して、安い設定でいいんじゃないかなと思いますけども。

長谷川会長 すみません。この補助券の説明をちょっとしていただいた方がいいかなと。
事務局 ちょっと、担当の部署の者が。

障害者施策課職員 区のリフトつきタクシーの事業というのがありまして、ほかの周辺区、世田谷、練馬、中野でもやっているんですが、車いす補助券とストレッチャー補助券というのを区の方で発行して、登録された方にお渡ししているんですが、車いす補助券については、予約迎車料について区が補助するというので、あと、ストレッチャー補助券については、先ほど話がありましたように予約迎車料とストレッチャー使用料を区が補助するというので、事業者の方には1回当たり4,000円ということで、区が補助しております。大体、民間のタクシー事業者さんのストレッチャー料金が4,000円ということですので、それに準じて設定をして、助成をしているという事業です。それも、NPOの福祉有償運送団体さんにも適用して、行っているということでございます。

杉山委員 これ、ちょっとすみません、整合性で聞きたいんですが、区の補助券というのは、これも同じですか。1と2をやった場合は、2枚、8,000円要るんですか、要するに。

障害者施策課職員 事業者さんの方の設定で、1運行で4,000円という設定であれば、それが1枚必要ということですので、幾ら設定してあるかということではなくて、1運行当たり1枚という考え方で助成をしております。

長谷川会長 よろしいでしょうか。

そのほか、何か。

林委員 すみません。1運行で 1と2が続く、同日に続く場合って、通院ですよね、

杉山先生。1と2が同日に続く場合は通院ですよ。

杉山委員 ですね。

林委員 それで、多分通院ということ想定なさってなくて、入院ないし退院で想定なさっていたと思うんですよ、1と2を。同日に、例えば本日付で1と2が続くということ想定していなかったでしょ。だと思います。そこら辺がちょっと、質問と答える側の違いだと思います。

杉並交通さんは、通院とかでストレッチャーというのをもちろん使っていらっしゃいますよね。その場合には、実は1運行というのは通院ですので、行って帰ってくる。それ全体が入ります。その間も実は、患者さんをお待ちしているということもありますよね、通院ですから。ですから、そこら辺のちょっとずれがあったかと思います、この話には。

一般的には、でも、通院に使うということは余り想定されていないですよ。1、2で、今回このNPOさんの方は。退院か入院ですよ。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 いや、退院か入院か、あるいは、今おっしゃられた通院ということも、可能性としては出てくると思います。それは。要するに……。

林委員 そうすると、やっぱり今言ったように2回分とるんですか。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 いや、例えば入院するつもりで病院に行ったけど入院させてくれなかったというときは、また帰ってくるということはあるんですが、基本的にはそういったときは、病院でお待ちするということは、する予定はありません。やっぱり、その車の稼働をちょっと考えて、戻すと。一般的にはというところでは、病院に行かれても、やっぱり、普通ですと3時間か4時間ぐらい、かかりますよね。その間で待機料金、私どもは申請しているわけじゃないものですから、あくまでも1運行で戻ってくると。また、迎えに来てほしいということであれば、やりくりをして、その車を出す。その車を、また病院へ送って、自宅までとか、あるいはほかの病院へ移すということを考えています。

林委員 はい。それで、杉山先生は高いとおっしゃったわけ。わかりました。

杉山委員 わかりました。うん。高いですね。1日で2回あると8,000円ということで、非常にそれは高いなと思いますね。

それから、これは区の方の話の4,000円の方ですけどもね。だから、2,000円掛ける2回だと4,000円かもしれませんね、今の団体の方。ストレッチャー使用料って、非常にこれもグレーというかあいまいなんだと思うんですね。例えば車いすとか自転車じゃないけど、ああいう、貸しますよという。この貸しますよというところには、多分ストレッチャ

一への移乗だとか、そのための何かいろんな労働も少し入っている。1人じゃできないでしょうから、ヘルパーの方あるいは家族の方と一緒に移乗するところまでやるのか、私は見ている人よ、と。あなたたち、ストレッチャーは車に積んできたから、はい、使ってくださいと、ぼんとほうり出すのかとか。その辺のところがよくわからないんですけども、この2,000円という単位はどうなっているんですか。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 移乗のお手伝い、その2,000円とはまた違いますけれども、それは軽介助料でいただこうと思っておりますけれども、あくまでもこれはストレッチャーの使用料ということで、そのほかに軽介助料をいただくということですから。

林委員 ごめんなさい。もし、そのことで言うのであれば、ストレッチャーからの移動というのは、軽介助ではありません。これは、多分非常に危ないだろうと思いますので、あえておやりになるのは構わんですけれども、そういった問題がちょっと発生するかなとは思っています。もし、そのことだけで言えばですね。

それで、ストレッチャーの使用料ということで、いわば貸してあげるということで幾らにするかという、その2,000円が妥当であるかどうかは別としてですね。それと、介護というものは、きちんと区分けしてお考えになって、また、それが適切かどうかというのも、区分けしてお考えになる方がいいかと思っておりますけど。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 今、運転協力員、この車を使っているのは、ストレッチャーでの利用経験というか、利用者をストレッチャーに乗せ、車に乗せる経験者で、ヘルパー2級の資格を持っている人間と。1人で足りなければ、もう一人、介助者をご家族にお願いするか、ヘルパーさんを頼むか、あるいは私どもの団体に介助する人間をつけてくれと頼まれれば派遣すると、一緒に。と考えています。

事務局 今のお話でその軽介助のところなんですけれど、ちょっと私、説明をはしょってしまったんですけれど、別紙1のところ、1-1ですかね、軽介助料金。基本的に、「利用者（家族の場合もある）に軽介助を依頼された場合に、運転協力員ほか事業者スタッフ等が」ということで、今のそのストレッチャー等であったときに、人が運転手だけではなくてというようなことを想定するような形で、こちらの団体は提案をされているということで、ちょっと説明が不足したんですが、そういったところでその軽介助料金というのを見ているということを理解していただけたらと思います。

長谷川会長 ありがとうございます。一つ目の団体でも言ったんですけど、軽介助とかという、そういう名称にちょっととらわれてしまうと、本質が見えなくなってしまうので、

また、これ、介護料とすると、介護だったら介護保険でやればいいじゃないかみたいな突っ込みが出そうな感じもするので、苦肉の策ということなんだと思います。そういうふう
に理解してください。

それで、ストレッチャー料金なんですけど、今の説明で、民間は4,000円のところが1運行
2,000円ということと、それに必要な人の手当てについては、今回はちょっと、もう協
議は直接しませんけれども、軽介助の方にスタッフが入っているということで、別にその
ストレッチャーに乗せたまま置いていくということではないということです。

ですので、その全体の協議、ほかの団体からの軽介助の協議の流れもありますので、こ
のストレッチャー料金2,000円、1運行というところをお認めいただけるかどうかというこ
とになるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(了承)

長谷川会長 はい。では、1運行2,000円、ストレッチャー使用料ということで、お認め
いただいたということになります。ありがとうございます。

そうしましたら、軽介助料金についてはまた、事務局から説明はいただいているので、
継続ということでもよろしいでしょうか。先ほどの団体と同じように、別に料金体系をこ
ういうふうに変えてもらえませんかというようなお願いをしているわけではありません。今
回は議論で時間が尽きてしまったというふうに理解しています。ということで、よろしい
でしょうか。

(了承)

長谷川会長 はい。すみません。

では、これで、福祉送迎サービス・杉並の協議について終わりにしたいと思います。あ
りがとうございました。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 ありがとうございます。

(福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏、傍聴席へ移動)

長谷川会長 続きまして、おでかけサービス杉並の料金協議に入りたいと思います。

委員の樋口さんは団体の方ですので、オブザーバーとして参加していただきたいと思
います。

(おでかけサービス杉並関係者及び樋口委員、オブザーバー席へ移動)

長谷川会長 では、おでかけサービス杉並につきまして、事務局の方からご説明お願
いします。

事務局 はい。私の方から説明させていただきます。

おでかけサービス杉並について、こちらの方も、団体要件確認表の方で、7番の方の運送の対価というところにいきたいと思います。

こちら、料金のまず体系の方ですけれども、今は時間制で運行活動をしております。こちらの内容が簡単に書いてありますけれども、所要時間30分までが1,050円、それから15分ごとに525円を加算するというような時間制の内容になっております。所要時間については、駐車場を出発して降車までの時間とするというような内容になっております。乗降介助料ということで、こちらの方は525円を加算するという内容になっております。

2名相乗りというのがございまして、こちらの方は、今申し上げた利用料金、運賃と、あと、乗降介助料をあわせた2分の1という形の料金体系で、こちらの協議会でもお認めいただき、運行の方をしているという状況です。

こちらが、今回、変更後の内容は、別紙1と2というところに内容が書いてあります。別紙1の方に料金体系の概要を書いてあります。距離制の運賃にするということで、今ご協議がありました2団体と同じような形で、初乗り料金2キロまで350円、1キロメートル増すごとに150円加算ということになっております。こちらの料金は、今の2団体と同じ形ですね。

その他料金として、迎車の回送料金ということで、1回につき300円と。乗降介助についても片道1回につき200円ということで、こちらの内容についても、繰り返しになりますけれど、今、協議があった二つの団体と同じ内容になっております。

軽介助料金、これはずっと議論をしていますけれども、こちらの内容について、30分まで500円、以降30分ごとに500円加算するという内容になっております。

こちらの団体がその他とまた違うのは、その後を書いてある待機料金ということで、30分まで300円、以降30分ごとに300円を加算するという内容になっております。複数乗車、今までやっておりましたので、その場合の運賃とその他料金、どういうふうにするのかということで、運賃については、利用者それぞれの2名、また、それぞれの1人ごとの利用者の走行距離、これはそれぞれの1人1人が単独利用の場合のルートというのを想定した料金の2分の1の金額をいただくということにしたいということです。

迎車回送料金については、300円の2分の1の金額にするということと、乗降介助料金については、こちらはそれぞれから200円をとるというような形になっております。

注意書きで書いてありますけれども、現行では、先ほど申し上げたように、時間制のため、

すべてを含めた料金の2分の1の金額ということでしたけれども、今回はこういった形に変更していくということになります。複数乗車の場合は、軽介助とか待機は行わないというようなことで、注意書きもあります。

じゃあ、具体的な内容についてですけれども、別紙2になります。

こちら、乗降介助については、1トリップ、片道ごとに乗車・降車に伴う介助に対して200円の乗降介助料を設定する。それから、軽介助料金については、軽介助開始から30分まで500円、それから30分加算するごとに500円ずつということで、今までの議論の内容と同じような形になっています。想定されるケースということで、資料の方に書かれています。

3番の待機料金についてですけれども、ここに書いてあるように、待機が往復運航の全体の11%ぐらいあるというようなことで、待機料金を設定したいということになっています。待機開始から30分までが300円、それ以降30分単位で300円加算なので、60分まで600円というような内容になっています。

待機と軽介助、そういったところをどういうふうに整理するのかということで、待機については、介助や付添等の行為を伴わず、車両をいつでも乗車対応ができる状態にして、指定場所にて利用者の乗車を待つことをいうということにとらえています。

なお、介助及び待機のとときの駐車料金とか、運行時、有料道路を利用した場合の実費は、利用者負担にするということになっております。

それぞれの介助料金の考え方について、ケースA、ケースB、ケースCで、それから、2番ということになっております。ちょっと一番下のところですか、軽介助と待機がある場合というのが、今までにちょっとなかった待機のケースですので、こちら、乗車から病院に到着ということで、乗降介助200円もらうと。降車から診察までの見守り20分ということで、軽介助料金500円と。終わってから車で待機するということが30分あった場合ということで、待機料金300円。それから、最後、また乗車から降車というところでの乗降介助200円というようなことで、往復までの形の2トリップというようなケースではこういうような形になりますということが、他の団体と違うケースということでこちらの方の資料になっております。

私の方の説明は以上になります。

長谷川会長 はい。ありがとうございました。

そうしましたら、団体の方から何か、今回変えるに当たっての理由等ありましたら、簡

単にお願いします。

おでかけサービス杉並・樋口氏 大きく変わる部分が、先ほどご説明ありましたように、従来の時間制から距離制ということです。私どもは初め、もう、これで5年になりますが、時間制をとってきました。当時は、私どものような団体が9団体あって活動・事業をしておりましたけれども、こここのところ、今現在はきょうの3団体というところで、ほかの2団体の方が距離制ということでやっていらっしゃいます。

今、移動サービス情報センターもできまして、大変、情報も公開されていく中で、利用者の方々がお選びになる場合に、同じようなNPOの活動の中で、やはり、料金的には考え方として統一性があった方がわかりやすい、そして利用しやすいのではないかと、そういう判断が一つ大きくありまして、今回は時間制から距離制、そして、内容的にもほかの2団体と同じような体系をとっていきたいと思ひまして、今回、申請させていただきました。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほぼ、既に区内で活動されている団体と同じ体系料金の協議となるかと思ひますけれども、何か質問等ありましたら、出していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

杉山委員 今、樋口委員の方から、時間制から距離制になりましたよね。簡単に、ただほかのところと合わせたんだという話なんですけど、多分、変えたことによって利益率が落ちるんじゃないかなと。時間制の方が高かったんだと思ひますよね。ですから、それを選択したんだと思ひますけど、ただ、よそに合わせたという簡単な理由なのか、それとも、まあ それだけならそれでいいんです。現実にやってみたら、まだこれからですね。でも、シミュレーションをやってどうなるのかと。多分、利益率が落ちるのかなということなんですけども、その辺をどうお考へになっているのかということと、それから、待機料金の300円はいいんじゃないですか。これ、本当にいい料金だと思ひますし、30分300円、600円、これぐらいの料金は、本当にリーズナブルで、いい料金だなと思ひます。

もう一つ、ちょっと参考のために聞きたいんですけど、先ほどストレッチャーを使う団体が1回2,000円ということでは言っていましたけれども、樋口委員のところ、例えばストレッチャーを使いたいんだけどお願いしますといったとき、どういう対応をするんですか。それ、もうちょっと教えていただきたいんですけども。

おでかけサービス杉並・樋口氏 はい。1点目についてですが、私どもも、今回変えるに当たっては、シミュレーションはかなり厳しくやってまいりました。ご心配いただきましたように、かなりの、一応、運行収入としては3割近く減少になるかと思っております。

しかし、一つには、この回復は、まだまだ私たちも動いていく中で、この移動サービスについて知られていない。必要であるにもかかわらず、まだ知られていないという方々への呼びかけを通して、やはり利用をふやしていくという点で、一つ考えたこと。それについて、一時は減収になりますけども、そういうところで回復を図っていきたい。

それから、私どもNPOの3団体では定期的な連絡会を持っておりますが、そういう中で、ほかの2団体にかなり利用が高まっていて、でも、やはりそのパイというものはあるわけで、そういうことを考えますと、そこに利用できない人たちの受け皿も、私ども全体としてはもっとNPOとしても考えていきたいと思っております、そういったことを総合的にとらえて、今回の判断といたしました。待機料金についてはご理解いただきましてありがとうございます。

それから、2点目のストレッチャーについては、私どもの車では対応できませんので、それは他のサービスにつないだり、また、情報センターの方にお問い合わせいただきたいというふうに、お申し出については返しております。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

杉山委員 はい。

長谷川会長 はい。

ほかにございませんか。

(なし)

長谷川会長 ほかにないようでしたら、軽介助料金につきましては、前の2団体と同じ扱いとさせていただきます、その他の部分については、協議が整ったということにさせていただきますと思います。

いかがでしょうか。

(了承)

長谷川会長 はい。ありがとうございます。

おでかけサービス杉並さん、ありがとうございました。

(おでかけサービス杉並関係者は傍聴席へ、樋口委員は委員席へ移動)

長谷川会長 そうしましたら、議題としましては、あとは杉並区移動サービス情報センターについてということで、情報センターの報告をいただくところなんですけれども、ごめんなさい、次回の協議会について、ちょっとその協議から引き続き、先にお話をしてみたいと思うんですが。

先ほど事務局のほうから、持ち回りでもいいかというお話だったんですが、3団体ありますので、事務局の方は大変かと思うんですが、やはり一度集まった方がいいのではないかというふうに、私としては思います。ちょっと、年度末の忙しい時期で、委員の方々にもご負担をおかけするかと思いますが、いずれにしましても、3団体のうち1団体、明確な基準が出たのが最初の団体だけですし、統一したご対応をお願いしたわけでもないです。やはりもう一度団体の方からお話を伺った方がよろしいかなと思います。いかがでしょうか。

本当に、この時期になって、またご負担をおかけするかと思うんですが、じゃあ、年度内に ちょっと、その間に新しい何か議題が出るということは多分ないと思うんですけども、この軽介助料金の継続について、協議会をもう一度持たせていただきたいと思えます。よろしく願います。よろしいでしょうか。よろしいですか。

(了承)

長谷川会長 はい。ありがとうございます。

林委員 すみません。1個、ちょっとしつこいようなんですけど、さっきのストレッチャーの、介護の、軽かどうかにこだわるわけじゃないんですけど、ちょっとやっぱり気になるので、よろしいでしょうか。

長谷川会長 じゃあ、そうしましたら、次回、その……。

林委員 あ、いや、ほかの方があんまり気にならないんだったら、それでいいんですけど、私は気になったので。1分だけ、いいですか。

ストレッチャーについて、ここで想定されるケースで、四つ出ていますよね。ストレッチャーの使い方、四つ、想定されるケース、あくまで想定ですけど出ていますよね。それで、基本的にはNPOというのが、ご利用者さんが喜ぶからといって何でも引き受けられればいいわけではないということ、ちょっと確認したかっただけなんです。リスクの多いことというのは引き受けないよねということの確認を、ちょっとここでしたかっただけなんです。

自宅から病院という場合に、入院であれば、ストレッチャーで入院といったら、ケアマ

ネジャーはやはり結構重いことを想像します。それから、退院だったらよくなって退院するからいいだろうと。それと、一般的な外出サービスでいうと、通院というのは健常な状態、急性期ではない状態で通院すると思っています。それから、買い物外出とか、これも外出ですので、その人なりの病気はお持ちだけど、障害はお持ちけども、その人なりの健常な状態だというふうに思っております。ただ、入退院、特に入院というのはちょっと違うんですよ、考え方が。私の中では。それから、実は、病院間の転送というんですけど、これもちょっと、踏まえ方がケアマネジャーとしては違います。

例えば、転送となった場合には、これ、当然、移乗はナースさんがやるでしょう。病院から病院、A病院のナースが全部移乗させて、B病院のナースが全部やるでしょう。ただし、その場合に、転送の途中に、もしも例えばお亡くなりになったりとか、悪化した場合というのは、私はこれはプロに任せる方がいいと思っています。安いからといって、利用者さんが安い方を選びたいといって頼んできたからといって、引き受けるべきではないと私は思いますということを、ちょっと言いたかったです。

ですから、その退院と、それから入院に関しては、特にストレッチャーを使わなければいけないほどの重篤な状態の場合というのは、お引き受けにならない方がいいのではないかとこのことを申し上げたかったです。

以上です。

長谷川会長　じゃあ、今の林委員のご意見は、ストレッチャー料金協議が整うに当たって、委員からの意見として出されたということで、団体の方ではご理解いただけたらと思います。

それから、ほかの団体さんも、実際にどうするんだというところを、まだ始める前に推測してというところ、いろんなケースを推定してということだと思んですが、実際、協議会で協議が整った後には、例えば何らかのマニュアル的なものに基づいて判断なりされると思いますので、そういったものも想定していただいた上で、次回の協議ができればいいかなというふうに思います。

例えば、今ご心配だったストレッチャーの件については、どういう体制で臨まれるのか。次回、そのストレッチャー料金はもう通っておりますので、もう、それ自体議論はしませんけれども、協議会の委員の方々は、多分そういう、実際に利用者さんが大変、万が一でも危険な目に遭ったりとか、料金がよくわからなかったら困るんじゃないかということで、ご意見、ご質問を出していただいていると思いますので、そういったもの、多分、

団体の方では、活動される方に対しては、マニュアル、利用される方に対してはパンフレットのようなものを、実際には用意されて行われると思いますので、ちょっと何か、そういったものを想定して考えていただけるといいのではないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

そうしましたら、最後の議題、杉並区移動サービス情報センターについてということで、遅くなって申しわけありません。秋山さん、よろしくお願いします。

移動サービス情報センター長 いつもお世話になっております。杉並区移動サービス情報センターもび～るの秋山です。お時間もあれですので、少し短目にご説明をしたいと思います。昨年7月でしたか、こちらで開催した後のご報告をさせていただきます。

ことし1年としましては、4月の時点、37団体のところから、現在、42事業所までふえているということで、その後も事業者の数がふえてきたというような、主にこちらの福祉限定事業者の29団体という、この部分がふえてきておりますけれども、また、団体の数だけではなくて、そちらの福祉限定さんの中で台数を複数持つという傾向が、ここのところ続いているように思います。また、こちらの方たちはふえておりますけれども、なかなか定期送迎というのは担えない業態になっておりますので、相変わらず介護保険事業者のタクシーの方たちと、あと、NPOが透析の患者さん等の定期の送迎の担い手になっているという現状にかわりはありません。

続きまして、2番としましては、全体のことしの動き方としましては、利用者さんの当事者の方たちへの団体へのアピールというのが最初の初年度のころはあったんですけども、ことしの大きな動きとしては一般の区民の方たち、これから車いすをお使いになるようなご高齢者の方たち等に、あらかじめこのセンターのあることを知っていただくというようなところで、活動を広く、一般区民の方への周知というふうに位置づけて、いろいろなところでお祭りに参加したのがことしの特徴です。こちらに書いてあるようなイベントに参加しております。

また、11月17日にケアマネジャー対象のミニセミナーということで、このような移動サービスについての資源の使いこなし方についての、ケアマネジャーの方たちに向けたミニセミナー。これは、春に1回やっておりますが、好評だったために、2回目を秋に再度計画をしてやった次第です。

ことしの中で、一番大きかったイベントは、11月29日にありました鎌田實先生の講演会。バリアフリー旅のパネル展ということで、こちらは障害者の方、高齢者の方に優先枠を設

けて、136人の方にご参加いただきました。こちらの鎌田實先生の講演内容としても、外出をしていこうという意欲を高めるような内容であったとともに、この企画自身にご本人の方たちにおいでいただくということで、外出機会の創出というような位置づけで行っております。

また、事業者連絡会は、この間に2回開かれておりまして、事業者の集まる会のところに、利用者の方のニーズをきちんと伝えていこうということで、小さな講座を含めて設定しております。

また、リーフレットの改訂、それから『もび～る通信』の発行等も行っております。また、3月にもあともう一度ございますけれども、移動カフェというところで、広く交通についての見識を広めるような会もやっております。

また、こちらの実績の方の数字につきましては、ごらんいただく中でふえてきております。これとともに、ホームページのご利用が伸びているというのを、今回ちょっとおつけしていないんですけれども、ホームページの月のご利用の回数が2,000回を超えておりますので、いろんな方に広くそのツールを使いこなしていただいているというふうにサセテいるものがございます。

以上です。

長谷川会長 はい。ありがとうございました。

今の活動のご報告につきまして、何か質問等ございましたら、ぜひ出していただきたいと思えます。いかがでしょうか。大丈夫ですか。

(なし)

長谷川会長 着々と活動を続けてきていただいているということで、ありがとうございました。

そうしましたら、ほかには何かございますか。事務局の方は何か。

事務局 はい。会長、ありがとうございました。

日程の調整の件なんですけれども、ちょっと、今すぐというのは難しいと思えますので、改めて、候補を幾つか決めた上で確認させていただきたいと思っています。

ただ、この会議、今まで基本的に夜間開催ということで、大体6時からということで進めてきているんですが、今回1カ月以内ぐらいに再度ということですので、必ずしもそれが調整がつかない場合もあるかもしれないんですが、日中ではどうしてもまずいという方がいらっしゃいますか、お仕事とかの関係で。日中も含めて、日程の候補を少し考えさせて

いただいてもよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

(了承)

事務局 では、夜を原則としながらも、場合によっては、日中開催も含めて、日程の調整をさせていただきたいと思っております。

また、今回、先ほど会長から、できれば年度内にといようなお話をいただいておりますので、皆さん年度末で特にお忙しいと思うんですけども、日程調整にご協力いただければと思います。

事務局からは以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。

すみません。私、年度内と言ったんですけど、年度内の方がいいですよ。次回は間が開いてしまう。

事務局 ちょっと、その辺については、きょうのご意見を踏まえた調整なんかも進めた上でということで、できるだけ早い方がいいとは思っておりますが、団体さんの料金改定の都合とかもいろいろあると思いますので、その辺の中で調整がつくようであれば、場合によっては年度がかわったあたりということも含めて、スケジュールの調整をさせていただいてもよろしければ、そうさせていただきたいと思っております。

黒瀬副会長 これ、支局への質問になるかどうかかわからないですけど、きょう協議の整わない分は継続でいいんですけど、整った分というやつは、それは単独で出せるような形になるんですか。それとも、一応協議の整った分だけ申請しておいて、後から追加で出すという。今まで更新なんかの場合で、結構そういう手を使ってきたんですけど。そこら辺のところは団体さんのご意向もあるでしょうけど、どうなんですかね。例えば、距離制、時間制のやつなんかは、それだけでも、もしかしたら出したいという意向なのかもしれないし。そのところはどうなんですか。一緒にならないと、ちょっとあれなのかな。

事務局 後で支局の方に確認しようと思っていたんですけども、団体さんで軽介助以外の部分で今回承認されたものだけ先行して、登録、手続を進めた方がいいのか、比較的早い時期に次の協議会の日程調整が済んで、その結論が待てるのかという、その団体さんのご都合にもよると思うんですが。

まず、そもそも、今回承認された部分だけでも進めたいという団体があれば、それはそれで手続をとらせていただくことは問題ないですよ。

春原委員 はい。基本的には、対価の変更については、変更の届け出なりなんなりとい

う、まあ、私も委員で出ておりますので、合意が得られたという段階をもって、時期にあわせて始めていただくと。なので、ストレッチャーとか、合意が得られた分についてはやってもらって構わないんですけども、関連をするところは、ちょっと、多分できないのかなと思います。

事務局 今回、その辺のタイミングは、また各団体さんと、それから事務局と支局で調整をさせていただきたいと思います。少なくとも、きょうの合意部分については手続を進めて構わないという理解でよろしいんですね。今回保留になった軽介助の分だけについては手続は進められないけれども、それ以外は大丈夫という理解でよろしいですね。

春原委員 はい。

長谷川会長 すみません。利用者さんから要望が多いということと、ストレッチャー料金のように軽介助とセットになっているものがありましたので、なるべく早くということ年度末という提案をさせていただきましたが、事務局からの説明を聞いて、かなり厳しいということも、やっとなあ、そういえば厳しいなということも思いましたので、委員の皆さんともご相談させていただきながら、なるべく早く開催して、できるだけ年度内ということ考えていきたいと思っております。

本日は、本当に長時間ありがとうございました。たしか、記憶では9時を過ぎたことがあったかと思っているので、最長ではないとは思いますが、多分2番目ぐらいに長いかなと思います。ちょっと、久しぶりでふなれな議事進行のところがあり、皆さんにもご迷惑をおかけしたかと思えますけれども、いやあ、杉並だなど、改めて杉並の協議会に戻ってきたということを実感しております。

また、すぐに日程調整等をお願いするかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、長い時間、ありがとうございました。

第 2 回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

委員・事務局紹介(資料1)

会長あいさつ

[議 題]

- 1 福祉有償運送団体に関する協議等
 - ・「特定非営利活動法人 杉並移送サービス」の料金協議について
(団体要件確認表：事前配布)
 - ・「特定非営利活動法人 福祉送迎サービス・杉並」の料金協議について
(団体要件確認表：事前配布)
 - ・「特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並」の料金協議について
(団体要件確認表：事前配布)

- 2 その他
 - ・ 杉並区移動サービス情報センターについて(資料2)
 - ・ 次回運営協議会について

[資 料]

- ・ 資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱及び委員名簿(平成22年2月1日現在)
- ・ 資料2 杉並区移動サービス情報センターについて

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日
17杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号
改正 平成19年3月19日杉並第84257号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)の規定に基づき、移動制約者を対象とした特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)等による福祉有償運送の必要性及び旅客の安全及び利便の確保に係る方策等を協議するため、杉並区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 移動制約者の利便性向上及び福祉有償運送事業者に対する支援策等の検討をすること。
- (4) 前三号のほか、福祉有償運送について必要と認められること。

(構成)

第3条 協議会は、区長が任命又は委嘱する別表に掲げる協議会委員(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員は、前条に掲げるすべての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条第1号及び第2号に関する議事の決定には関与しない。

3 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職を代行する。

(協議等)

第5条 協議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、会長の決

するところによる。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉部管理課に置く。

(委託)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則(平成19年3月19日杉並第84245号)

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年3月19日杉並第84257号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(平成22年2月1日現在)

役職	氏名	所属等
会長	黒瀬 義雄	保健福祉部管理課長
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
委員	林 史子	杉並区居宅介護支援事業者協議会 会長
委員	杉山 錬秀	杉並交通株式会社 代表取締役社長
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 専務取締役
委員	鈴木 代侖和	交通労連・東京ハイタク労連 執行委員長
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並理事長
委員	長谷川 万由美	宇都宮大学教育学部 准教授
委員	春原 和洋	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 輸送担当 運輸企画専門官
委員	若宮 恒徳	特定非営利活動法人 杉並移送サービス理事長
委員	大森 房子	保健福祉部障害者施策課長
委員	和久井 義久	保健福祉部高齢者施策課長
委員	植田 敏郎	都市整備部交通対策課長

敬称略

(任期：平成23年3月31日まで)

杉並区移動サービス情報センターについて

平成22年2月23日

1 相談・取次実績報告（別紙）

協力事業者数... 42事業者（平成22年1月末現在）

福祉有償運送団体	3
福祉限定事業者	29
介護保険事業者タクシー	3
自立支援法対応事業者タクシー	1
福祉ハイヤー	3
一般タクシー	3

2 前回運営協議会（7月3日）以降のセンターの主な活動

・区民への周知

- ▷地域区民センターまつりでの相談コーナー設置
（荻窪・永福和泉・井草・高井戸・阿佐谷）
- ▷敬老のつどい、介護の日イベント（参加者へリーフレット配布）
- ▷肢体不自由児・者の会 / 障害者団体連合会 / 永福学園保護者会
- ▷ケア24あんしんネットワーク（西荻・南荻窪）
- ▷家族介護教室（高円寺）
- ▷うえるフェスタ

- ・9月19日 すぎなみ移動カフェ「子育て支援としてのドアツードアサービス」
- ・11月17日ケアマネジャー対象のミニセミナー
「外出がむずかしい方の交通手段～杉並区の移動サービス」(14名参加)
- ・11月29日 鎌田實氏（諏訪中央病院名誉委員長）講演会&バリアフリー旅パネル展
高齢者・障がい者に優先枠を設け136名参加 ポスター200枚チラシ2000枚

・事業者連絡会

第2回・7月23日

杉並障害者自立生活支援センター すだち 佐藤所長の話、
及び参加施設相談員との懇談（利用者懇談会と兼）

第3回・2月10日

浴風病院医療ソーシャルワーカー・高橋氏の話、及び参加ケアマネとの懇談

- ・リーフレット改訂（7月 2000部）チラシ（820部）
- ・もび～る通信発行 8月発行 5号（500部）
10月発行 6号（300部）
1月発行 7号（400部）

3 今後の予定

- ・3月14日 すぎなみ移動カフェ「コミュニティバスを考える」

2009年度実績

相談者別月次相談実績

相談者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
利用者本人	10	7	9	7	2	9	16	6	16	82
家族	25	27	39	36	23	42	33	34	38	297
ケアマネジャー	5	15	27	14	11	10	9	19	5	115
ケア24			2	3	4		4	3	2	18
支援事業者	3	2	6	1	13	5	16	1	8	55
協力事業者		2	2	4	5	5	3	2	4	27
医療機関	1		3		4	1	1	1	1	12
その他	16	10	18	11	5	19	8	5	6	98
不明	4	2	1		1			1		9
合計	64	65	107	76	68	91	90	72	80	713

相談内容別月次相談実績

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
取次	18	20	28	25	21	21	20	33	30	216
紹介	12	16	18	16	17	17	8	14	15	133
問合せ	27	26	43	24	21	32	45	22	29	269
その他	7	3	18	11	9	21	17	3	6	95
合計	64	65	107	76	68	91	90	72	80	713

相談者別相談内容一覧

相談者	取次	紹介	問合せ	その他	合計
利用者本人	14	18	35	15	82
家族	136	60	84	17	297
ケアマネジャー	48	27	34	6	115
ケア24	2	4	6	6	18
支援事業者	8	9	27	11	55
協力事業者	7	4	12	4	27
医療機関	1	2	8	1	12
その他		7	56	35	98
不明		2	7		9
合計	216	133	269	95	713

相談内容別詳細一覧

大分類	小分類	件数
取次	行きのみ	90
	行きと帰り(行き)	60
	行きと帰り(帰り)	60
	待機あり(往復)	6
	小計	216
紹介	NPO	36
	コールセンター	31
	一般セダンタクシー	28
	福祉限定事業者	23
	介護保険事業者タクシー	10
	他事業者	2
	協力事業者	1
	福祉ハイヤー	1
	バス事業者	1
	小計	133
問合せ	移動手段の選び方	62
	介助について	41
	センターについて(機能・ルール)	39
	料金等	31
	福祉制度について	23
	福祉有償運送について	11
	透析通院について	8
	他地域での移動手段	7
	ガイドブックなどについて	6
	事業者情報	5
	福祉機器について	5
	地域活動について	4
	協力事業者情報	4
	精神障害の方の移動	3
	運行員等について	3
	介護保険対応について	3
	介助者派遣について	3
	感染症の方の移動	1

	事業者車両の購入補助について	1
	自閉症の方の移動	1
	ケア24について	1
	助成金情報	1
	知的障害の方の移動	1
	タクシーグループについて	1
	タクシー事業区分について	1
	移動サービスとは	1
	認知症の方の移動	1
	薬事法に伴う事例	1
	小計	269
その他	ガイドブックなど希望	58
	広報の提案・依頼	21
	意見(制度について)	6
	要望(センターについて)	2
	意見(ガイドブック)	1
	意見(タクシー料金)	1
	意見(視覚障害者への情報)	1
	意見(精神障害の方の移動)	1
	意見(福祉制度の広報)	1
	関連情報(外出企画について)	1
	関連情報(事業者について)	1
	関連情報(近隣区の状況について)	1
	小計	95
	合計	713

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

項目		団体の状態	添付資料
1	運送主体	団体名 特定非営利活動法人 杉並移送サービス	
		所在地 杉並区阿佐谷南二丁目2番17号	
		代表者 理事長 若宮 恒徳	
2	運送の対象	登録会員 88人 (平成21年12月現在)	
3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内	
4	使用車両	福祉車両 6台	平成22年2月に東京運輸支局へ変更届を提出済み
		セダン型車両 10台	
		使用権原 福祉車両は、運送主体所有3台、提供車両3台 セダン型車両は、全て提供車両	
5	運転者	運転協力員人数 16人	
		普通第二種免許所持者数 4人	
		交通事故その他道路交通法違反に係る履歴	
6	損害賠償措置	対人：無制限(16台) 対物：無制限(14台)、1,000万円(1台)、500万円(1台)	平成22年2月に東京運輸支局へ変更届を提出済み
7	運送の対価	【利用者負担額】 車両が走行した距離が2kmまでは350円。以降1kmごとに150円を加算する。 その他迎車料金として300円と乗降介助料200円を加算する。 変更協議の内容 軽介助料金の設定について	別紙1のとおり
8	運行管理体制	運行管理	
		車両の整備管理	
		事故時の対応	
		苦情処理の対応	
9	法令遵守		
10	その他	利用者への周知	
		収支状況	
		車両の表示	
		自動車内の掲示	

* 団体関係資料は協議後に回収させていただきます。
また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。

介助料金設定について

特定非営利活動法人 杉並移送サービス

1、背景

昨年4月より移送サービスを開始いたしました。利用者様から出来れば車両から降りた後の簡単な介助が出来ないかとの問い合わせがありました。当初は介助についてはヘルパーさんなどをお願いする様にご提案申しあげましたが、ご家族様よりもこの様な要望が多く、出来れば移送(運転)から介助までの一貫したサービスを望む声が多くあります。特に人工透析の利用者様などは、病院到着後透析開始までの準備がご自分では出来ない為ご家族様が付き添われるケースが多々見られます。また、車いす使用の歩行困難者な方より買い物、お墓参り、宗教行事参加など幅広い社会参加へのご要望があります。この様な背景より、ご本人様、ご家族様の声をなんとか実現出来ないかと、今回の介助料金設定についての申請に至りました。

2、料金

私どもは乗降介助料として、¥200を頂戴しておりますので、此の度の介助料金とは車両降車後あるいは乗車前の乗降介助は除くものです。その前後更なる介助を必要とされる場合の介助料金を意味します。

料金設定は車両降車介助後あるいは乗車前介助を超えた時点から始まり(遡り)、30分を1単位として1単位当たり¥500を介助料金として申請するものです。

3、想定されるケース(別紙参照)

- ・乗車前のみ介助が必要な場合
乗車前に介助を必要とされる場合は介助開始時間より、乗車介助開始時点までの時間30分を1単位とし顧客に請求するものとする。
- ・降車後のみ介助が必要な場合
降車介助後更なる介助が必要な場合、降車介助を終えた時点から、その介助が終了するまでの時間を30分あたり1単位とし顧客に請求するものとする。
- ・乗車前および降車後の介助が必要な場合
乗車前および降車後に介助が必要な場合、乗車介助前に発生した介助時間と降車介助後に発生した介助時間を合算した時間、30分を1単位とし顧客に請求するものとする。
- ・降車後から再乗車されるまでの一連の介助が必要な場合
降車介助を終えた時点から再乗車のための乗車介助開始時間までの時間30分を1単位とし顧客に請求するものとする。
- ・その他のケース
上記のケースを組み合わせた合算時間を30分1単位とし顧客に請求するものとする。

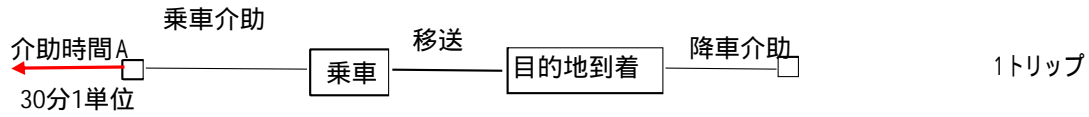
4、申請受理後の効果

現会員91名(1月末現在)のうち人工透析患者19名、車いす使用者32名(一部透析患者と重複)があり、この内人工透析患者さんの3割程度の方が今回の介助サービスを受ける事が予想され、その結果、人工透析患者さんのご家族様の負担軽減は計り知れないものです。また、車いす使用のご利用者様には一般社会活動への参画と云う新たな喜びの創造となります。

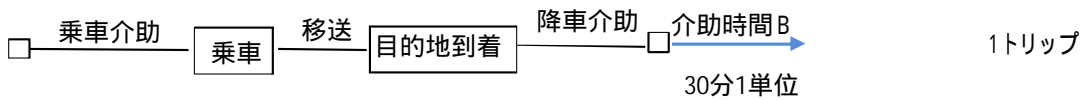
以上

介助時間の概念 (乗降介助を除く)

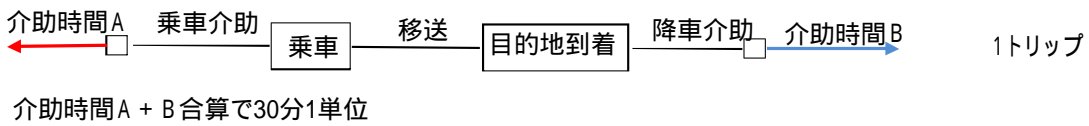
乗車前のみ介助が必要な場合



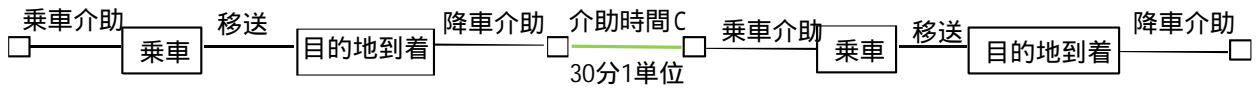
降車後のみ介助が必要な場合



乗車前および降車後の介助が必要な場合



降車後から再乗車までの一連の介助が必要な場合



それ以外のケース

上記概念の組み合わせ

$A + C$
 $C + B$
 $A + C + B$

$\left. \begin{array}{l} A + C \\ C + B \\ A + C + B \end{array} \right\}$ 全て合算時間30分1単位とする

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

項目		団体の状態	添付資料	
1	運送主体	団体名 特定非営利活動法人 福祉送迎サービス・杉並		
		所在地 杉並区清水三丁目27番2号		
		代表者 理事長 長谷川 信儀		
2	運送の対象	登録会員 69人 (平成21年12月現在)		
3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内		
4	使用車両	福祉車両 3台	平成22年2月に東京運輸支局へ変更届を提出済み	
		セダン型車両 9台		
		使用権原 福祉車両は、運送主体所有1台、提供車両2台 セダン型車両は、全て提供車両		
5	運転者	運転協力員人数 13人		
		普通第二種免許所持者数 1人		
		交通事故その他道路交通法違反に係る履歴		
6	損害賠償措置	対人：無制限(12台) 対物：無制限(8台)、2,000万円(1台)、1,000万円(3台)	平成22年2月に東京運輸支局へ変更届を提出済み	
7	運送の対価	【利用者負担額】 車両が走行した距離が2kmまでは350円。以降1kmごとに150円を加算する。 その他迎車料金として300円と乗降介助料200円を加算する。 変更協議の内容 軽介助料金とストレッチャー料金の設定について		別紙1のとおり
8	運行管理体制	運行管理		
		車両の整備管理		
		事故時の対応		
		苦情処理の対応		
9	法令遵守			
10	その他	利用者への周知		
		収支状況		
		車両の表示		
		自動車内の掲示		

* 団体関係資料は協議後に回収させていただきます。
また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。

軽介助料金とストレッチャー料金について(案)

福祉送迎サービス・杉並の軽介助料金(案)とストレッチャー料金(案)は以下の通りです。
宜しくご検討下さい。

軽介助料金について

軽介助について

・ここで使っている軽介助とは、利用者の依頼により、イ)利用者の乗った車いすを操作すること、
ロ)歩行器や杖をご利用の利用者を見守ること、ハ)荷物をお持ちすること、ニ)その他の見守り・お手伝い等の行為。

・現在の利用会員数70名に対し、軽介助を依頼されると思われる利用者は現時点では5名である(1名は透析患者、2名は通院の軽介助を希望の方、2名は買い物等、外出時の軽介助を希望の方)。

1-1. 軽介助料金

・基本的に利用者(家族の場合もある)に軽介助を依頼された場合に、運転協力員ほか事業者スタッフ等が軽介助を行う時間に対する対価。但し、乗車前と降車後の軽介助が必要な場合、スタッフ一人ごとに、乗車前の軽介助時間と降車後の軽介助時間を合計した時間で軽介助料金を計算する。

a)【片道運行】車両から降車してから利用者が指定した場所へ移動するために要した軽介助の時間が30分までは500円。以後、30分まで毎に500円。

b)【片道運行】利用者がお迎えを指定した場所から乗車前までに要した軽介助の時間が30分までは500円。以後、30分まで毎に500円。

c)【往復運行】買い物、院内介助等の場合には、車両から降車してから乗車前までの軽介助に要した時間が30分までは500円。

以後、30分まで毎に500円。

1-2. 想定されるケース

【片道運行の時】

透析介助のケース

・往路：車両から降車してからベッドまでの軽介助時間(車いす等を使って、更衣室への移動、
体
更
・復路：ベッドから乗車前までの軽介助時間(車いす等を使って、ベッドから体重計への移動、
更

通院介助(院内介助も含む)

・往路：病院に到着後、降車してから利用者が指定した場所までの軽介助時間。

・復路：利用者がお迎えを指定した場所から乗車前までの軽介助時間。

【往復運行の時】

院内介助のケース(車いす、歩行器、杖の利用者)

・病院に到着後、降車してから乗車前までの軽介助時間。

買い物介助のケース<デパート、スーパー等>(車いす、歩行器、杖の利用者)

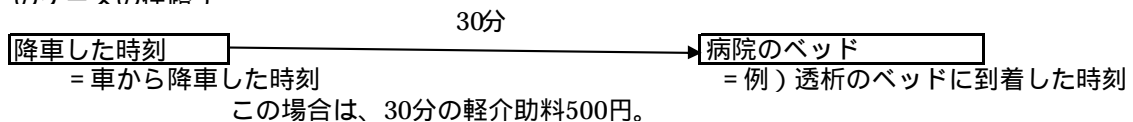
・目的地に到着後、降車してから乗車前までの軽介助時間。

外出介助のケース<花見、墓参り等>(車いす、歩行器、杖の利用者)

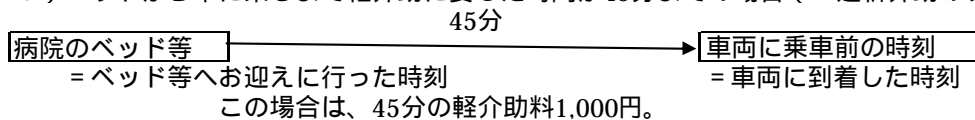
・目的地に到着後、降車してから乗車前までの軽介助時間。

1-3. 軽介助の料金計算について

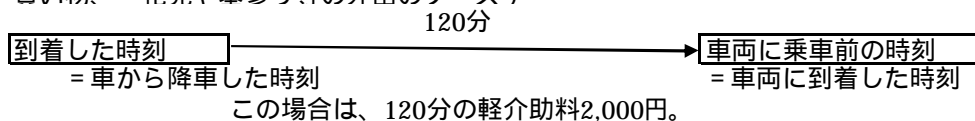
a)車が目的地に到着してから病院のベッド等まで軽介助に要した時間が30分までの場合(透析介助のケースの往路)



b)ベッドから車に乗るまで軽介助に要した時間が45分までの場合(透析介助のケースの復路)



c)買い物や院内での軽介助を行い、そのまま車両に乗車して自宅等へ戻る場合(院内の軽介助、買い物、花見や墓参り等の外出のケース)



ストレッチャー料金

2-1. ストレッチャー使用料：2,000円

ただし、利用者がストレッチャー補助券(予約料、迎車料、ストレッチャー使用料)を利用した場合には、区の規定に基づいた協定料金を区から頂きます。その時には、迎車料とストレッチャー使用料は利用者に請求しません。

2-2. 想定されるケース

自宅から病院

病院から自宅

杉並区内の病院から他地域の病院

他地域の病院から杉並区の病院へ

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

項目		団体の状態	添付資料
1	運送主体	団体名 所在地 代表者	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並 杉並区荻窪五丁目18番11号 サニーシティ荻窪103 理事長 樋口 蓉子
	2	運送の対象	登録会員 140人 (平成21年12月現在)
	3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内
4	使用車両	福祉車両 セダン型車両 使用権原	平成21年10月に東京運輸支局へ変更届を提出済み
		2台 4台	
		福祉車両は、運送主体所有 セダン型車両は、提供車両	
5	運転者	運転協力員人数 普通第二種免許所持者数 交通事故その他道路交通法違反に係る履歴	
		15人 2人	
6	損害賠償措置	対人：無制限（6台） 対物：無制限（6台）	平成21年10月に東京運輸支局へ変更届を提出済み
7	運送の対価	変更前 【利用者負担額】 所要時間0～30分は、1,050円。 15分ごとに525円を加算する。 所要時間は、駐車場を出発し、降車までの時間とする。 乗降介助料525円を加算する。 2名相乗りの場合は、利用料金、乗降介助料をあわせた金額の1/2とします。 変更後 別紙1・2のとおり	
8	運行管理体制	運行管理 車両の整備管理 事故時の対応 苦情処理の対応	
9	法令遵守		
10	その他	利用者への周知 収支状況 活動実績 車両の表示 自動車内の掲示	

* 団体関係資料は協議後に回収させていただきます。
 また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。

料 金 表 (案)

特定非営利活動法人おでかけサービス杉並

1. 距離制運賃(乗車から降車まで)
 - 初乗料金: 2kmまで350円
 - 加算料金: 1kmまでを増すごとに150円
2. その他料金
 - 迎車回送料金: 1回につき定額300円
 - 乗降介助料金: 片道1回につき200円
 - 軽介助料金: 30分まで500円、以降30分毎に500円を加算
 - 待機料金: 30分まで300円、以降30分毎に300円を加算
 - 介助及び待機の時の駐車料金、運行時の有料道路料金は利用者負担とする
3. 複数乗車(2名)の場合
 - 運賃: 利用者毎の走行距離(単独利用の場合のルート)に応じた料金の1/2の金額
 - 迎車回送料金: 定額300円のそれぞれ1/2の金額
 - 乗降介助料金: それぞれから200円
 - 注) 現行では時間制のため全て含めた料金の1/2の金額
 - 複数乗車の場合は軽介助及び待機は行わない

(参考) 運賃比較表

実走行距離	実走行料金 A	タクシー 走行料金 B	タクシー 走行行金の 1/2 C = B / 2
~ 2.0km	350	710	355
~ 3.0km	500	1,070	535
~ 4.0km	650	1,340	670
~ 5.0km	800	1,700	850
~ 6.0km	950	1,970	985
~ 7.0km	1,100	2,330	1,165
~ 8.0km	1,250	2,600	1,300
~ 9.0km	1,400	2,960	1,480
~ 10.0km	1,550	3,230	1,615
~ 11.0km	1,700	3,590	1,795
~ 12.0km	1,850	3,860	1,930
~ 13.0km	2,000	4,220	2,110
~ 14.0km	2,150	4,490	2,245
~ 15.0km	2,300	4,850	2,425
~ 16.0km	2,450	5,120	2,560
~ 17.0km	2,600	5,480	2,740
~ 18.0km	2,750	5,750	2,875
~ 19.0km	2,900	6,110	3,055
~ 20.0km	3,050	6,380	3,190

料金改定に伴う介助料金、待機料金について（案）

特定非営利活動法人おでかけサービス杉並

1. 乗降介助料金

車両への乗降に関する介助料金として、1トリップ（片道）毎に、乗車及び降車に伴う介助に対して200円の乗降介助料を設定する。

2. 軽介助料金

車両に乗車する前、あるいは降車後の見守りや付添等の軽介助を利用者から依頼された場合は、1運行内での合計30分までの介助に対して500円、以降30分毎に500円の軽介助料金を設定する。

時 間	金 額
軽介助開始～30分	500円
軽介助開始～60分	1000円
以降30分毎に加算	500円

*想定されるケース

院内介助のケース

- ・病院に到着後、降車後のリハビリ室までの見守り、付添など
- ・病院に到着後、降車後の院内および乗車までの見守り、付添など（往復運行）

乗車前介助のケース

- ・自宅や外出先から乗車までの見守り、手引き歩行介助など

買物介助のケース<デパート・商店街 等>

- ・目的地に到着後、降車後の店内での付添および乗車までの付添など（往復運行）

軽介助とは、乗車前あるいは降車後の利用者を対象とし、利用者の乗った車いすを押したり、歩行器や杖などでの歩行の見守りや介助、及び付添、手荷物を持つなどの行為を、運転協力員が運行と続けて行うこと

3. 待機料金

現状では待機しての往復運行が全体の11%あり、今後もいつでも乗車対応ができる待機での運行は無くなると考える。よって利用者の利便性を考慮し、申込時に事前に待機の要請があった場合に対応するため、待機料金を設定する。

時 間	金 額
待機開始～30分	300円
待機開始～60分	600円
以降30分毎に加算	300円

待機とは、介助や付添い等の行為を伴わず、車両をいつでも乗車対応ができる状態にし、指定場所にて利用者の乗車を待つことをいう

尚介助及び待機の際の駐車料金、運行時に有料道路を利用した場合の実費は利用者負担とする

ケース毎の介助料金（乗降介助料金・軽介助料金）の考え方

院内介助のケース

《1トリップ》

ケースA

乗車

 →

病院に到着

降車

乗降介助料金 200円

合計介助料金 200円

ケースB

乗車

 →

病院に到着

降車

 $\xrightarrow{15分}$

リハビリ室までの見守り付添など

乗降介助料金 200円 + 軽介助料金 500円

合計介助料金 700円

ケースC

到着

 $\xrightarrow{\text{部屋から車までの見守り15分}}$

乗車

 $\xrightarrow{\text{見守り15分}}$

降車

 →

病室

軽介助料金 500円 + 乗降介助料金 200円

合計介助料金 700円

《2トリップ》

ケースD

乗車

 →

病院に到着

降車

 $\xrightarrow{\text{診察の付添45分}}$

乗車

 →

降車

乗降介助料金 200円 + 軽介助料金 1000円 + 乗降介助料金 200円

合計介助料金 1400円

買物介助のケース<デパート・商店街 等>

《2トリップ》

乗車

 →

デパート等

降車

 $\xrightarrow{\text{買物の付添60分}}$

乗車

 →

降車

乗降介助料金 200円 + 軽介助料金 1000円 + 乗降介助料金 200円

合計介助料金 1400円

軽介助と待機があるケース

《2トリップ》

乗車

 →

病院に到着

降車

 $\xrightarrow{\text{診察まで見守り20分}}$ $\xrightarrow{\text{診察終了まで待機30分}}$

乗車

 →

降車

乗降介助料金 200円 + 軽助料金 500円 + 待機料金 300円 + 乗降介助料金 200円

合計介助及び待機料金 1200円